

紫苑

第 17 号

目 次

論文	
「我又武士也」小考	岩田 慎平 1
撰関期における即位式の変容 —母后と幼帝の關係を中心に—	佃 美香 9
特別寄稿	
学芸員の日常と雑感	岩田 慎平 39
宮城県の文化財保護行政に携わって	滑川 敦子 41
歴史家大森金五郎とその周辺 素描	山本みなみ 47
研究ノート	
中世荘園制の研究史と下野国仲村庄	鹿子畑瑞季 55
「鎮西奉行」研究史—鎌倉初期の武藤氏を中心に—	佐藤 亜美 63
近世中後期の藩政改革における藩校の役割 —宇和島藩の教育政策を事例に—	滝澤 和湖 73
エッセイ	
アテネの文化にふれて	澤井 真帆 83

2020年 3 月

京 都 女 子 大 学
宗 教 ・ 文 化 研 究 所 ゼ ミ ナ ー ル

「我又武士也」小考

岩田 慎平

はじめに

まずは京都の近郊におけるある騒動を紹介してみたい。
東京国立博物館蔵『明月記』嘉禄三年(一二二七)四月本⁽¹⁾
於「吉祥院前河」、有「取」鮎人、近辺神人等、四至之内、
殺生禁制之由制レ之、称「責人臨給由」、不「聞入」、神人
猶制之間、被「打調」、或刃傷、此事、人称「源大納言」、
兵部卿、聞「雅親卿由」、申「殿下」被「問レ之」、雅親卿請文、
於「吉祥院前」、釣「魚事」、老翁全非「思寄事」、天神定御
知見歎云々、漸聞レ之、定通卿也、仍被「問」其事、請文、
相尋可「申」左右云々、以「使者」、示「在高卿」云、年来
殊申承、此事、尤私可「被」尋、無「是非」被「訴申」、尤
非「本意」云々、返事云、先不「承」御辺事由、聞「彼卿
由」已「言上」、付「其請文」所「承驚」也、於「今者」、為「休」
神人之愁、雖「如」形、下部一人被「付」、被「召」仕廷尉者、
可「宜哉」、大納言又云、件所非「院領」云々、於「非」院
領「由」者、為「向後」極「不便」之由答レ之、重云、武士、
去比於「件所漁」、已無「其制」、依「人」被「答レ之」、無「其

謂、返事云、其事承及、相模太郎、去比於「件所」、欲
企「觀漁」、神人等、是神領由称レ之、不「知而所」来也、
急可「下船」由相示、即去了、寧可「訴申」哉云々、重示
送云、怖「武士」之威、被「輕歎」、我又武士也、早回「其
所」、件神人、皆悉斬首可「見申」云々、在高卷「舌」、
記事のあらまは以下の通りである。吉祥院の前の川で
釣りをする者がいた。神人らは四至内が殺生禁断である旨
をその人物に伝えたが、彼はその言に従わず、却って神人
に暴行を働き、刃傷に及んだ。釣りをしていたのは土御門
定通と判明した。吉祥院を管理する菅原在高は、定通に対
して「為「休」神人之愁」「雖「如」形」と前置きしつつ、「下
部一人」を檢非違使に差し出すという和解案を示すが、定
通はこれを拒否した。拒否するに際して定通が主張したの
は、①釣りをしていた場所は吉祥院領ではないこと、②同
じ場所ですら「武士」が漁しても咎められなかった、と
いうものであった。この②について菅原在高は、「相模太
郎(北条時盛)」が觀漁を企てたが、そこが「神領」であ

ると聞くとすぐに退去したため、訴えるには及ばなかったのだ、と反論した。さらに定通は、武士を怖れる一方で自分を軽んずるのか（「怖^①武士之威被^②輕^③」）と在高の対応を批判した上で「我又武士也」と主張し、その場へ行って神人たちの首を刎ねると息巻いた。これに対して菅原在高は言葉を継ぐことができなくなってしまった（「巻^④舌^⑤」）というのである。

このとき、武士としての活動や武芸に長じていたという徴証が得られない土御門定通が、「武士」を自称したのなぜだろうか。それが一時の感情に任せた発言ではないとして、本稿ではその意味を考えてみたいと思う。

この事件については、これまでもいくつかの研究で取り上げられている。本郷和人氏は、「この当時は実力で処断権を行使する者のことを広く「武士」と称する用法があった事に加えて、承久の乱の後には、武士に対して卑屈に成り下がった公家社会（土御門定通自身も含む）に対する痛烈な皮肉」が込められていたとする^①。また、高橋昌明氏は「武をもてあそぶ貴族」の一例としてこの土御門定通を挙げている^②。桃崎有一郎氏は、土御門定通が、承久の乱で幕府を勝利に導いた執権北条義時の婿となったことで、自分を甘く見る者を全員斬首しようという武士的な思考様式を開花させるに至ったとする^③。

本郷氏の指摘は「武士」という語の定義および理解に無理があり、高橋氏および桃崎氏の指摘は定通とその周辺の人脈についての検討が充分になされているとは言い難い。

「我又武士也」とする定通の自己主張が、北条義時との姻戚関係を誇示したものであろうことは疑いないが、かりにも「武士」を称するに至った背景について、彼を取り巻く姻戚関係とそこから派生する縦横の人脈にも注目すべきである。その上で、彼が「我又武士也」と主張したことの意味を検討してみたい。

定通周辺の武士たち

定通は北条義時の娘を妻に迎えている関係で（Ⅰ）「武家（Ⅱ）六波羅に拠点をおく軍事権門。この当時はもちろん鎌倉幕府のこと^④」の所縁であり、また（Ⅱ）幕府御家人の武士を家人として動員しうる立場にいたことがわかる。順に検討してみよう。

まず（Ⅰ）について、定通とその妻との婚姻は承久の乱（承久三年、一二二二）前後のことであったと見られるが、北条義時の死から二年後にあたる嘉祿二年（一二二六）六月に、定通の妻が義時のための法要を行っていることが目を引く。毎年八講を修すとある記事のなかで、定通の妻は「武蔵守泰時妹」と注記されている点は注意すべきであろう^⑤。

また、仁治三年（一二四二）正月に四条天皇が突然に崩じたことで、後継の天皇について取り沙汰されることとなった際には、妻が「泰時重時等姉妹」である定通が、私的に何度も使者を関東へ派遣していたという。定通は、妻が「泰時重時等姉妹」、とりわけ重時とは同母であるため、幕府の中枢をなすこの両者と「慇懃」であった。さらに、定通の周辺にも関東（幕府）と縁のある人々が多数存在した。四条天皇の後継として土御門院の皇子・邦仁を推していた定通は、この機会を捉えて幕府要人との姻戚関係を存分に活用してその支援を取り付け、当初の劣勢を覆して邦仁の即位（後嵯峨天皇）を実現した。

このように、定通は四条天皇の死の直後に幕府要人との姻戚関係を活用して、その構想を実現した。この一件からさらに遡ってまだ貴族社会のなかで主流ではなかった頃の定通が、自らの存立を喧伝するかのよう幕府中枢との繋がりを「我又武士也」という形で表現しても、驚くにはあたるまい。

一方の（Ⅱ）について注目すべきは、北条氏との姻戚関係を通じて定通が幕府御家人と見られる武士を動員し得たことである。宝治元年（一二四七）五月、ある者が興福寺権別当覚遍の通行を遮るように路上に牛車を駐車していたことから鬪乱に発展した。路上に駐車されていたのは「因

幡守広盛」の車であったが、この広盛は土御門定通の家人で、妻室（北条義時の娘）の乳夫でもあり、それゆえに「武士」と称された人物であった（「仍為_二武士_一之号歟」）。もとは大江親広に仕えていたようであるが、北条義時の娘の再嫁によって定通の家人となったのであろう。さらに後日、広盛は武家（六波羅）に召喚されたことから、幕府の関係者、すなわち御家人でもあったことを窺わせる。⁽¹¹⁾このように、定通は北条義時の娘との婚姻を通じて、武士（「因幡守広盛」）を家人として従えていたのである。

ところで、定通の妻の先夫は大江親広だが、その父は幕府の草創期を支えた吏僚の大江広元である。この広元も、因幡守在任中に武蔵国の武士である大井実春を目代に起用したり、元平家家人の飯富宗長を従えているなど、家人として武士を編成していた事例が確認できる。さらに、こうした家人の武士を動員して、広元は京中警固に従事していた。『吾妻鏡』建保二年（一二一四）十一月二十五日条には、前年に発生した和田合戦の「余類」らが源頼家の遺児・実を擁して叛逆を企てているという風聞により、⁽¹²⁾「前大膳大夫之在京家人等」が一条北辺にあったその潜伏先を襲撃したとある。つまり、広元は家人を駆使することができたと見られる他の御家人と同等の活動を展開することができたというわけである。

こうした、一般の貴族が家人として組織している武士を動員して軍役などに従事する事例は、源義朝と姻戚関係にあった熱田大宮司家が、当自身は従軍せず「家子・郎等」を派遣するという形で合戦に参加していたとされること⁽¹⁷⁾や、平家が追討を実施するにあたって権門貴族の所領からも武士を動員しようとしたこと⁽¹⁸⁾などから、必ずしも幕府の成立とは関わりなく、それ以前より見られた現象であったことがわかる。

土御門定通に家人として仕えた武士（因幡守広盛）の名は些細なことを発端とする鬪乱事件により知られることになったわけだが、ともあれ、定通もこうした家人を動員することで、武士と同等の活動を行い得たであろう。

以上が、土御門定通が「我又武士也」と主張するに至った背景である。「我又武士也」という自己主張は、定通本人の武的な素養や、その当時における「武士」の語の用法に関するような問題などではない。なによりも、姻戚関係や家人編成を通じて、武士との間に多様で緊密な関係を有し、そこから派生する所縁を前提とした言動であった。

ただし、北条義時の娘を妻に迎えた人物はほかにもいるが、必ずしも定通のような行動を確認できるわけではない⁽¹⁷⁾。義時の娘である定通の妻は、彼に嫁す前に御家人である大江親広の妻となっており、その間に武士である因幡守広盛

を乳夫や家人として従属させていた（「其妻室乳夫歟」、「為武士」之号歟）、「故親広法師旧仕」。定通が「武士」を自称したのは、やはり妻の出自や来歴（北条義時の娘・大江親広前妻）をより前面に押し出し、それを利用しようという、定通自身の意図も窺える。この言動が傲慢に映るのは、妻が執権北条泰時や六波羅探題北条重時の姉妹であるということが貴族社会にも周知の事実であり、定通もまたその政治的影響力や軍事力を恃む行動を取ったように見えるからであろう。

おわりに

以上、土御門定通が「我又武士也」と自称するに至った背景を考えながら、姻戚関係や家人編成をきっかけとして、一般の貴族が武士と同等の軍役などに従事することも可能であることに触れた。

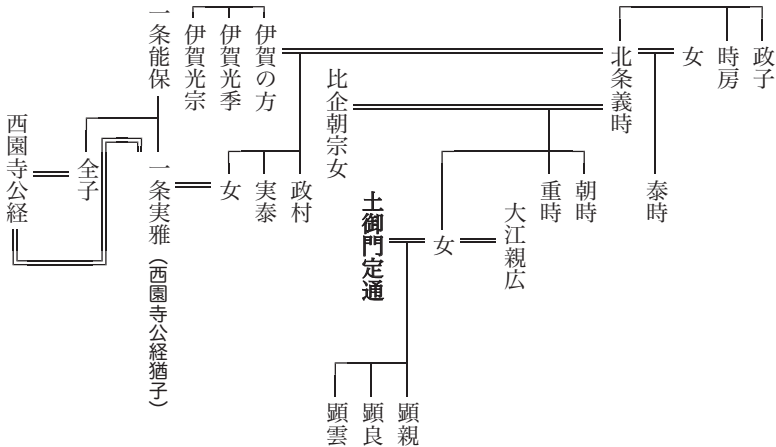
とはいえ、定通の子孫がその後、武門として続いたわけではないし、定通自身が他者から武士と称されたという事例も確認できない。定通の自称にも関わらず、やはり彼はこの時代において武士とは見なされなかったと判断されるこのことは、平家と姻戚関係にあり検非違使別当として平家家人を動員できた平時忠が他者からは「非^二武士^一」⁽¹⁹⁾と評されたり、大江広元を武士と称する事例が『吾妻鏡』を

はじめとする鎌倉幕府関連の史料からも検出できないことと同じ現象であろう。

つまり、武士との姻戚関係や武士の家人を有することは、武士と同等の活動を展開しうるだけの条件とはなりえても——またそれを踏まえて本人が自己主張してみたところで——それだけでは社会から武士とは見なされなかつたのであるならば、社会から武士であると思なされるためにはもつと他に条件があつたと考えるべきであろう。

その具体的な考察は今後の課題だが、本稿では、国家・王権から公認されたとされる武士のみならず、貴族の家産機構に編成された武力に着目すること²¹で、中世前期の社会において武士と見なされた人々とそうでない人々との違いの一面を垣間見ることができたいと思う。リソース（経済基盤）さえ整えば、よそから武芸に堪能な者を家人に招聘するなどして、武士と同等の活動を展開することにさほどの障壁があつたとは言えない。つまり中世前期の社会は、武士とは見なされていないながらも、武士と遜色ない活動を展開しうる「武士らしき者」が多数存在する社会であつた。そのなかで、よりはっきりと武士であるとみなすだけの指標の有無を論ずるのは今後の課題としたい。

【関連系図】



注

- (1) 東京国立博物館蔵『明月記』(嘉禄三年(一二二七)四月) 本は錯簡が多く、当該の記事も本来ならば「嘉禄元年(一二二五)七月・八月頃」の某日の記録であるとされる(五味文彦『『明月記』嘉禄三年四月記の復元―東京国立博物館所蔵「安貞元年四月記」錯簡の研究―』『明月記の史料学』青史出版、二〇〇〇年、初出一九九七年)。本文は、冷泉家時雨亭文庫編『翻刻 明月記 二 自承元元年 至嘉禄二年(冷泉家時雨亭叢書別巻三)』朝日新聞出版、二〇一四年)を参照し、適宜訓点と人名の注記を付した。
- (2) 本郷和人「武士承久の乱の観念的意義について」『日本歴史』五二二、一九九一年。同「承久の乱の史的位罫」『中世朝廷訴訟之研究』東京大学出版会、一九九五年。
なお本郷氏も含めて、「相模太郎」を北条泰時とする指摘もあるが(村山修一「藤原定家」吉川弘文館、一九六二年)、これは相模守北条時房の長男・北条時盛に比定すべきである。
- (3) 高橋昌明「常識的貴族像・武士像の創出過程」『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年、初出一九九六年。
- (4) 桃崎有一郎「鎌倉幕府の成立と『京都文化』誕生のパラドックス―文化的多核化のインパクト―」(中世学研究会編『幻想の京都モデル』高志書院、二〇一八年)。
- (5) 武士を職業ではなく身分と見て貴族社会に對置させる視角や、実力で処断権を行使する者のことを「武士」と称するという用法も疑義なしとはしない。
- (6) 熊谷隆之「六波羅探題考」『史学雑誌』一一三―一七、二〇〇四年。
- (7) 土御門定通と北条義時の娘との婚姻時期については、両者の子・顯親の生年が参考となる。顯親が宝治元年(一二四七)六月二日に出家した際の年齢について、『葉黄記』と『百鍊抄』の同年六月三日条ではそれぞれ「年廿六」「生年廿六」、「公卿補任」では二十八才とある。すなわち生年は、宝治元年に二十六才なら承久四年(貞応元年、一二二二)、二十八才ならば承久二年(一二二〇)となる。両者の婚姻はそれ以前のことであろうが、承久の乱の前後いずれであったかは決しがたい。
- (8) 『明月記』嘉禄二年(一二二六)六月十三日条。
- (9) 『平戸記』仁治三年(一二四二)正月十七日条、同年正月十九日条。
- (10) 『葉黄記』宝治元年(一二四七)五月二十二日条、同年五月二十三日条。
- (11) ただし、「因幡守広盛」の名は、『吾妻鏡』をはじめとする幕府関連史料には所見しない。
- (12) 『大夫尉義経畏申記』、菱沼一憲「源義経の合戦と戦略その伝説と実像」角川書店、二〇〇五年。なお、大井実春は歴とした幕府御家人であるから、広元はそれを家人として組織しうる立場にあったこともわかる(野口実「『京武者』の東国進出とその本拠地について―大井・品川氏と北条氏を中心に―」『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』一九、二〇〇六年)。
- (13) 源宗季(清和源氏滿政流、父は平氏家人の季貞)から改

名。『吾妻鏡』建仁三年（一一二〇三）九月二日条。

(14) 和田合戦については、坂井孝一『源実朝「東国の王権」を夢見た将軍』講談社、二〇一四年、および山本みなみ「和田合戦再考」『古代文化』六八一、二〇一六年を参照。

(15) 『保元物語』上に「尾張国には、熱田の大宮司は舅なれば我が身は上らで、家子・郎等を奉る」とある（日下力訳注『保元物語』角川ソフィア文庫、二〇一五年）。

(16) 『玉葉』治承四年（一一八〇）十二月十五日条に「為左少弁行隆奉行、女院御庄々并余方領等、皆悉可_レ召_テ進武士之由、被_レ仰下」とあって、それは「天慶例」であるという。ただし、平家によるこのような動員に対しては「是又人費民煩也、凡近日被_レ行之事、一而莫_レ不_レ亡_ニ国家_一之事_ト可_レ悲々々」とあるように、反発もまた大きかった。

(17) ほかに北条義時の娘を妻とした人物の中でいえば、中原季時は御家人であるから、義時の娘との婚姻に関わりなく武士を動員すること自体は何ら不審に当たらない。ほかの娘たちの婚姻相手は一条実雅（のち唐橋通時に再嫁）、一条実有、一条能基などであった。

(18) とくに、定通に再嫁する以前に一度は御家人の妻となっていたという点は、ほかの北条義時の娘たちとは異なる経歴である。

(19) 『吉記』寿永二年（一一八三）七月二十五日条。

(20) 高橋昌明「中世成立期における国家・社会と武力」『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年、初出一九九八年。

(21) このことは、田中文英氏が高橋昌明氏に対する批判的な

かでいち早く指摘している（田中文英「高橋報告への感想・意見」『日本史研究』四二九、一九九八年）。

撰関期における即位式の変容 — 母后と幼帝の関係を中心に —

佃 美香

はじめに

平安時代における即位儀は、先帝讓位あるいは崩御の日に行われる踐祚儀（劍璽渡御儀礼）、日を改めて挙行される即位式、十一月に斎行される大嘗祭で構成されている^①。

古代の即位式について確認できるものは、『古語拾遺』に記されている神武天皇即位記事に始まり、『続日本紀』から歴代の即位宣命を窺うことができる^②。しかしながら平安時代以前の即位式について、残る史料は乏しい。平安時代に至って儀式書が作成され、特に撰関期には私選の儀式書も多く作成された。また多くの写本とともに、『御堂関白記』や『小右記』のような古記録も伝わっている。これらの古記録から即位式の様子を知ることが出来る。本稿ではまず、儀式書の表記方法に注目しながら、当時の即位式にどのような変化が見られるのかを、当時の政治的背景と対応させながら考察していく。特に比較的簡潔かつ明快に記されている『西宮記』の「天皇稚時、母后同御高座」という記載に注目し、なぜ『西宮記』の著者である源高明がこのよ

うな記述を残したのかを解明していきたい。

また撰政成立の起源として、承和九年（八四二）承和の変が挙げられる。直系の継承原理が確立し、王権の安定化が図られたことで、幼帝の出現が不可避免的なものとなった。太上天皇の地位は、薬子の変により政治的地位が後退した^③ことに加えて、承和の変により、さらにその影響力を減退させた^④。そのことに伴い、王権内でその権力を拡大していた母后と、その母後の権威を包摂していった外戚たる藤原氏の重要性が高まっていく^⑤。さらに先行研究では、十世紀以降の撰関政治のシステムが母后に依っていることが解明されている^⑥。これまで多くの母后に関する先行研究がなされてきた。中でも皇太子との内裏同居などを開始した母后穩子について、その画期性に注目した研究がなされている。特定の儀式を通して穩子の画期性について考察を進めたものとしては、伴瀨明美氏による撰関期の立后儀式や、岩田真由子氏の皇太子元服の儀を取り上げたものが挙げられる^{⑦⑧⑨}。しかしながら、即位式における穩子の画期性についての検

討は未だ行われていない。特に母后・摂政の登壇について古記録及び上述の儀式書の記載からその実態を探り、穩子の果たした政治的役割を明らかにすると共に、摂政忠平の伺候についても再考を加えていきたい。

第一章 儀式書の特徴と再検討

第一節 対象とする儀式書について

儀式書研究の第一人者である所功氏は、そもそも儀式なる書は、奈良・平安時代において、律令格式とともに重んじられた書籍であり、それは天皇を中心として、君主が協同して執り行う政務達成を目的とする法規範を集成せる法典である、と述べている。¹⁰⁾

言うまでもなく、平安時代の即位式について研究するうえで、儀式書を無視して研究することはできない。先行研究においては、天皇の即位を検討していくうえで、儀式書を参考にすることは見られるが、儀式書から天皇の即位に注目することは、行われていない。

本章では、即位式を検討するにあたり、その根底たる儀式書への考察を行うことで、その特質を再検討したい。

今回比較の対象として、『貞観』儀式・『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』を採用した。(『貞観』儀式・『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』は神道大系本を利用した。)

これらの儀式書について、簡単に記しておきたい。

平安時代前期に勅撰された『貞観』儀式¹¹⁾であるが、成立年代が明瞭ではない。荷前奉幣・陵墓の記事などより、貞観十四年(八七二)十二月以降から同十九年(元慶元年(八七七))十二月以前の間と推定される。現存の十卷本が貞観当時の宮廷儀礼を網羅しているとは言い難い。¹²⁾また現存する本の多くは単に『儀式』と題されている。『西宮記』は源高明によつて編纂され、高明の邸宅「西宮」からその名がつけられた平安時代中期の私選の儀式書である。高明の生涯については、安和の変により大宰府に左遷され、三年後に帰京したものの再出仕できずに天元五年(九八二)六十九歳で薨じている。こちらでも成立年代については、はっきりとわかっていない。¹³⁾『北山抄』は藤原公任により編纂された平安時代中期の儀式書である。公任が四条の第に住み大納言に至ったことから『四条記』や『四条大納言記』と呼ばれ、また晩年に北山の長谷に閑居したことから『北山記』、『北抄』、『北山納言抄』と称されている。『北山抄』巻五踐祚抄(皇位継承に伴う儀式に関するものを記載する。)は、およそ寛弘八年(一〇一一)十一月から長和五年(一一一六)正月ごろの間で完成されたと思われる。『江家次第』は大江正房が関白藤原師通の依頼により作成し、平安後期の朝廷の恒例・臨時の儀式について詳述した有職

故実書で、「匡房卿次第」・「江帥記」などと称されている。江家次第を成す際に参考にした先行書としては、『北山抄』が最も強い関係を有しており、その他は『西宮記』などのような儀式書だけではなく、個々の行事の儀式文を利用している⁽¹⁵⁾。

第二節 本論における儀式書の比較

儀式書の比較方法であるが、即位儀を大きく四つの場面にわけて考察する。Ⅰは即位儀以前、Ⅱは即位式中の天皇高御座登壇前まで、Ⅲは天皇の高御座登壇から後房に戻るまで、Ⅳは天皇後房に入った後とした。

【後述の表記方法であるが（儀式）貞観儀式、（西）西宮記、（北）北山抄、（江）江家次第とする。（番号付けは比較的詳細かつ、十〜十一世紀の過渡期的な位置にある『北山抄』の記載を利用した。）また鍵括弧は割註とする。】最後に、今日の儀式の研究の遅れの原因の一つである、書き入れ、頭書き等、著者自身及び後人の加筆については現段階で解明しているものを可能な限り考慮に入れて考察していくものとする。（表一）

以上を先に条件として提示し、ⅠからⅣについて比較を行う。

Ⅰ 即位儀以前

十日前に殿上侍従などを決定し、四日前に式部は席次の印となる標を立てて、王卿は習礼する。二日前、大臣は内外に宣して、其職を供す。前一日は大極殿を装飾して参加者の立ち位置の目印となる版（ヘン）を置くということがなされる。

この即位儀以前を記載する儀式書は（儀式）、（西）、（北）である。江家次第は即位当日から記載から始まっている。また（儀式）・（北）が即位儀前の様子を詳しく示しており、（北）がこれの中では最も詳細である。

Ⅱ 即位儀天皇高御座登壇前

儀式当日、まず行幸に始まり、行幸に参加のち、即位式に臨む者の様子を記す。次いで行幸に参加せず、堂内で列立する者達の様子を記している。内弁大臣が礼服を着して座に着くと、叙人・任人の姓名を書いた簿である下名を二省（式部・兵部の輔・丞）に下す。儀式の参加者がすべてそろったところで、鼓を打ち即位式の始まりを告げる。

①の（儀式）は儀式の参加者の立ち位置を詳しく載せる（北）も同様に仁和三年・延長七年での式部卿等の伺候の様子と、延長八年（九三〇）・天慶九年（九四六）の「候御後催行雑事」する者について載せる。

天皇が小安殿に御したのち、⑳の(北)では割註に「(厨子所供「小饌」)がある。この記載は『北山抄』のみで見られるが、村上天皇の即位記事『九曆』天慶九年(九四六)四月二十八日条「即仰「御厨子所、令供「小饌」」でも、その様子が見うけられる。このⅡの場面において注目すべきは『貞観儀式』、『西宮記』には即位行幸の次第が全く見られないが、『北山抄』、『江家次第』では行幸についての記載がみられることである。

平安中期以降に里内裏が常態化したことで、大内裏にある八省院への行幸が必要になったことを踏まえて記されたものと考えられる。¹⁷⁾

Ⅲ 高御座登壇から後房に戻る

天皇が高御座に御すと、命婦四人や内侍二人御剣璽匣を持つ。参加者はそれぞれの立場に着く。鉦を打つ。執翳女孺は翳を奉り、命婦が御帳を掲げると、天皇の顔が臣下に披露される。この時初めて天皇の姿を見ることができ、(宸儀初見という。)その後、主殿・図書寮の者が炉にて香を焚く。百官の再拝を経て、即位宣命が拝読される。終わつた後、武官は旗を振り万歳を称し、臣下の再拝等が行われ、天皇は後房に戻る。

Ⅲの場面では、⑱(西)では左親王が礼躡を行うが、(貞

観)(北)(江)では左侍従が行うという相違が見られる。

これはⅠの前十日の場面(北)「預点殿上侍従四人。(三位二人、或以「親王」爲之。四位二人、並左右各一人。(以下略)」)とあり、記し方の相違と考えられる。

Ⅳ 天皇が後房に入った後

大臣は退鼓を打たせる。臣下は退出する。最後は式部と兵部の二省が位記の筥を片付け、門を閉じて、即位式は終了する。

Ⅳの場面においては、儀式参加者の退場の様子が少しばかり違うことに気づいた。『貞観儀式』では群官、¹⁸⁾つまり百官及び叙人から退場し、続いて侍従・少納言、さらに執翳・威儀・褰帳と退出していくが、『北山抄』では、侍従・少納言から退出し、内弁大臣、群官(叙人・百官)のような退出の仕方か、内弁と百官が退出した後、殿上侍従が退出を行うという二通りのやり方を示している。『西宮記』は記載が少なく確認することはできないが、『江家次第』では群官から退出が始まり、侍従・少納言・内弁大臣、最後に執翳・威儀・褰帳という退出の仕方が見られる。

村上天皇即位の『吏部王記』天慶九年(九四六)四月二十八日条¹⁹⁾では、まず式部と兵部の二省の少輔が退出し、再拝の終了後に、式部の大輔代が叙人を率いて退出している。

このことに対して、延長八年（九三〇）の例を挙げ、二省と叙人は先に退出せずに群臣と共に退出することが基本の退出の仕方とするも、もし早く退出するならば、再拜する前に少輔と共に退出するべきであるということ述べている。（つまり侍従↓大臣↓群官、二省叙人の順番）

この様子から儀式書成立初期は位が上の者、つまり内弁大臣などから退き、最後に群官が退出するという方式であったようである。しかし『北山抄』では群官からの退出方法も明記され、いわゆる退出方法においても過渡期的な位置にあったと考えられ、『江家次第』でも群官が先に退出する例を掲載している。

三条天皇の即位『権記』寛弘八年（一〇一一）十月十六日条「次槌退鼓、諸門皆扈、群官自_レ上退、齋信卿以下退出_ハ会昌門、訖後阿氏閉門」とあり、当時外弁を務めていた藤原齋信からの退出が記されており、上の位の者から順に退出していると考えられる。

また時代が少し下って、白河天皇の即位『師記』延久四年（一〇七二）十二月二十九日条でも同様に左右侍従、内弁大臣、そして百官の退出とされている。そして大江匡房は『江家次第』に群臣からの退出を載せていながら、『御即位次第』では侍従・少納言、内弁大臣、群臣と記載する。筆者の管見の限りでは、当時、上の位の者からの退出が一

般的であったようである。

儀式書の比較を行い、興味深い相違が見られた。その中で筆者が最も注目した点は、成人の天皇の即位を想定して作成された四つの儀式書の中で、（西）にのみ「天皇稚時、母后同御_二高座_一」と幼帝に関する記載があることだ。『西宮記』でこのような記載があるにも関わらず、『西宮記』より後に作成された『北山抄』、『江家次第』には幼帝に関する記載は見られない。

筆者はこの記載を、『西宮記』の著者である源高明が朱雀天皇即位をもとに記したものであると考える。現在でも『西宮記』の作成年代について議論がされている。²⁴しかしながら、筆者は『西宮記』における即位に関する記載は、高明の生前（安和の変の左遷期間を省く）、幼帝として即位したのが、朱雀天皇のみであることから、朱雀即位を参考にして儀式書を作成したと考える。²⁵ 次章では、比較的簡潔かつ明快に記述されている『西宮記』に高明が、いかなる理由でこの一説を記したのかを、当時の政治的な背景や人間関係から考察を深めていきたい。

第二章 『西宮記』著者高明とその周辺

上述の通り、『西宮記』に幼帝と共に高御座に座す母后の記載が見える。著者である源高明の生涯と、その周辺の

人物を確認したい。そして、高明が当時どのような状況で『西宮記』を作成したのか検討する。

源高明は醍醐天皇の第十皇子で、母は右大弁源昌女の周子である。延喜二十年（九二〇）源朝臣を賜姓され、左京一条一坊に貫せられた。延長七年（九二九）に元服、翌年従四位上に叙される。それ以降は、異母弟である朱雀天皇（母は穩子）の在位中天慶二年（九三九）に参議に任じられ、同九年（九四六）同じく異母弟の村上天皇（母は穩子）の際に従三位に叙されている⁽²⁶⁾。また室には、右大臣藤原師輔の三女と五女（愛宮）がいた。

高明がここまで順調に昇進できた背景には、天皇の異母兄という理由だけではなく、岳父である師輔との関係も重要な一因であつた⁽²⁷⁾。

第一節 藤原師輔との関係

藤原師輔は関白忠平の次男で、母は源昭子である。異母兄の実頼とは八歳違いである。承平五年（九三五）参議に任じられ、右大臣正二位に至るまで、議政官として中宮（藤原穩子）大夫・春宮（成明親王、のちの村上天皇）大夫などを兼帯していた。父忠平の日記である『貞信公記』は師輔の死後に実頼がまとめ、『貞信公記抄』としたが、その天慶八年（九四五）四月十六日条には「天慶八年私日記授

大納言、為令書取一両有要事」とある。

つまり忠平が大納言であつた師輔に、自身の持つ儀式に関する記録を授けたことを、この条より窺い知ることができ⁽²⁸⁾。朱雀天皇の即位記事では、当時二十三歳で右兵衛佐師輔は幼帝の朱雀を抱えて、高御座に登壇している様子が見える⁽²⁹⁾。また『栄花物語』では師輔を「一くるしき二人」と評して、実頼は最高位の一人の人でありながら二人の人である師輔の人柄に圧倒されると記している。このように、兄実頼よりも弟師輔が早い時期から影響力を行使していたのは、多くの史料から読み取ることができる。

加えて（図一）の系図から見ても、師輔は実頼よりも、源氏及び親王家とのかかわりが強い。師輔の妻には醍醐天皇皇女の雅子内親王（つまり高明の兄弟）、公季の母となる康子内親王などがおり、上述の通り師輔の二人娘は源高明の室となっている。また長女の安子は村上天皇の中宮、次女登子は、重明親王の室となつた後、村上天皇の女御となるなど、内親王及び家柄の高い源氏と関係が深い点で師輔は実頼より勝つて⁽³¹⁾いた。

実頼の三人の女はそれぞれ朱雀天皇の女御、村上天皇の女御、源高明の室となつており、実頼の妻は藤原忠平の女である⁽³²⁾。兄実頼は師輔と比べると、その関係性はやや薄いと見える。やはり、その血縁関係の上でも、実頼より師輔

のほうが影響力を持っていたと考えられる。

このような高明と師輔の関係は私的なものだけではなく、公的な関係においても結びつきを強めていた。例えば『西宮記』に見られる『九曆』（師輔の日記）の引用の多さから分かるように、二人は学友としても親交を深めていたことが知られている。³⁵⁾

本稿では深く触れないが、師輔と村上天皇中宮安子（師輔女）の死後、実頼は為平親王（村上天皇・安子の子）の排斥に至る。³⁴⁾高明は、師輔との親密な関係が仇となり、政界から除外されてしまったのである。

ここでは高明と師輔の関係性を見てきたが、次は、高明から見て異母にあたり、朱雀・村上天皇の母でもある藤原穩子について見ていきたい。

第二節 藤原穩子について

藤原穩子は仁和元年（八八五）、太政大臣藤原基経と仁明天皇皇子彈正尹人康親王娘の間に第六女として生まれ、兄忠平とは六歳違う。延喜元年（九〇一）十七歳で醍醐天皇の女御となり、寛明親王（のちの朱雀天皇）や成明親王（のちの村上天皇）、康子内親王（のちの師輔室）を産む。醍醐天皇崩御の後、朱雀天皇、村上天皇の治世には、国母として権力を行使していたことで知られている。

彼女のその政治的権力とその画期性については、多くの先行研究がなされている。

延長四年（九二六）に醍醐天皇の妻后として立后した穩子であるが、それはおよそ正子内親王（淳仁天皇妻后）の立后より百年ぶりの出来事であった。

撰関期の立后儀式は、内裏紫宸殿及び前庭における宣命宣制を中心とする儀と、新后在所（本宮とも言う）における拝礼その他の儀式（本宮の儀）との二段階構成となっている。この形式は穩子から始まった形式である。³⁵⁾

加えて皇后として入内した穩子は、所生の皇太子を内裏に取り込むことで「母后」としての権威を高め、また内裏にて次代の天皇となる皇太子と「母后」とその外戚との関係を早くから形成できるようになった。³⁶⁾

この内裏住居のほかにも、穩子に関係する内裏における変容が見られる。それは、朱雀朝に、皇太后穩子の兄撰政忠平が内裏後宮に撰関らが宿直や休息するための部屋である直廬を持つことになり、³⁷⁾同じく朱雀朝に、成明親王（村上天皇）の元服儀・嫁娶や康子内親王の着裳儀等、穩子の子ども達に関する儀礼が内裏で行われたことである。

岩田真由子氏は特に成明親王の元服の儀に着目する。成明親王は天慶三年（九四〇）に元服儀を行うが、この時太政大臣である藤原忠平（穩子の兄）が加冠を務め、朱雀天

皇が出御している。太政大臣の加冠は通常天皇の元服儀のみに見られるものであり、朱雀天皇にとつて先帝の所生であるにも関わらず、成明親王の元服儀に参加するのは、注目値する。加えて、今上所生親王儀では、王卿・侍従を対象とした饗饌は一般的に内蔵寮か親王家が準備するが、今回は穩子の中官職が準備している³⁸。

また朱雀天皇は承平二年（九三二）、穩子とともに内裏に住んでいるのにも関わらず、前年の承平元年（九三二）に皇太后となった穩子のもとへ「童帝初拝観」を行っている³⁹。

これらから分かるように、穩子は「私」を内裏に持ち込む特権を有しており、先例にない儀式を行うことを可能にするだけの特権を持っていた⁴⁰。このように母后の権力を通じて、外戚たる撰関一門は政治権力を把握すると同時に、母后と天皇を支えていた。

先行研究においては、元服儀における穩子の権力・権威を考察しているが、即位式においてもその穩子の権力を窺うことができる。朱雀天皇即位式において、撰政は藤原忠平、母后藤原穩子、天皇を抱え高御座に登る藤原師輔という、天皇の近親者により幼帝を支える構図が即位式で見える。高明と師輔、穩子との関係から見ても、彼が『西宮記』にて「天皇稚時、母后同御高座」と記したのは必然の所

為であったと考察できる。次いで朱雀天皇の即位式の母后の登壇について考察を進めていきたい。

第三章 母后と撰政の登壇について

第一節 先行研究の再検討

上述の通り、本章では朱雀天皇の即位式について考察を進めていきたい。

母后の登壇についての最も主要なものとしては、末松剛氏のもの挙げられる。末松氏は即位式における撰関と母后の登壇について考察を進めており、それが現在の通説とされている。

筆者は、『西宮記』の「天皇稚時、母后同御高座」という記述は、源高明が生前、幼帝朱雀天皇の即位の際、共に登壇した穩子の事例を参考にして記載したと第二章で考察した。

しかしながら、末松氏は後一条天皇即位の母后藤原彰子の登壇が初例であるという見解を示している。

本節では、末松氏の研究をふまえて、母后・撰政の登壇について再検討を行う。

第一項 母后の高御座への登壇はいつ成立したのか

まず即位式において母后がどのように高御座に登壇する

のかを、『小右記』『御堂関白記』長和五年（一〇一六）二月七日条と安徳天皇即位『玉葉』治承四年（一一八〇）四月二十二日条より考察していく。（史料傍線部は、読解のために筆者が加えたものである。）

『小右記』長和五年（一〇一六）二月七日条

天皇未二点着_レ礼服_二把_レ笏着_レ高御座、内侍二人着_レ礼服、執_レ御劍・璽_レ置_レ御座右、次太后登_レ給、太后御座設_レ西幔内、撰政座設_レ東幔内、此間公卿臨_レ大極殿東壇見物、内弁給_二下名二省、次給_レ位_レ記宮等_二儀云々、

『御堂関白記』長和五年（一〇一六）二月七日条

御即位、巳時行幸如_レ常、太后同輿、不着_レ礼服_一上卿供奉、陣_レ公信宰相_レ留守、小安殿儀如_レ常、未一刻着_レ礼服、二点御_レ高御座、自余如_レ式、太后又御_レ高御座、立_レ旁三尺御几帳、申時事了御_レ小安殿、

『玉葉』治承四年（一一八〇）四月二十二日条

（天皇が後房に御す場面から）先々天皇御_レ後房、小時母后被_レ參_レ休所（以南殿北廂西第二三四間并三ヶ間為_レ其所）（中略）御前命婦、留_レ立高御座後階左右男柱下、へ入候_レ之、後引還、撰政昇_レ自_レ同階、奉_レ居_レ幼主於高御座上（頭前亮重衡朝臣、褰_レ御座後帷）両内侍昇_レ同階、褰_レ東面帷、置_レ劍璽於_レ御座左方、退下、次母后出自_レ休所東面、被_レ參_レ高御座（兩卿祇候如_レ

始、撰政暫退下、次撰政參_レ候御座辰良角壇上（座後立_レ屏風如_レ例）

以下史料の傍線部より『小右記』の「北廂西幔内」から、『御堂関白記』に記されるように「高御座」への移動が見える。その移動の様子は『玉葉』にて、母后は「休所」つまり、「北廂西第二三四間并三ヶ間」から高御座に昇るという形式で記されている。

つまり『玉葉』の記事から、母后は「北廂西幔内」に伺候したのち、「高御座」に登壇したことが分かる。

一方で末松氏は上述の『小右記』『玉葉』から、後一条天皇即位において、母后の彰子の登壇を初例であるとする。『小右記』では、確かに彰子は「北廂西幔内」に居たことは理解できるが、『小右記』だけでは、彰子の移動は見えない。『御堂関白記』の「高御座」への移動を確認する必要があるだろう。

この「北廂西幔内」から「高御座」へ移動する形式を念頭に置いて、朱雀天皇の即位を確認する。

朱雀天皇の即位について記されているのは、『吏部王記』延長八年（九三〇）十一月二十二日条であるが、この記事を確認していきたい。

今上即位、其儀、所司供_レ設_レ一如朝賀礼、唯高座西幔内設_レ皇后平敷御座、左右後施_レ屏風、前幔内立_レ几帳、

東幔内設「撰政大臣座」〈又平敷 天皇出御間、大臣於此座披式授礼、小安殿中戸西設御座、用大床子施屏風、戸東設皇后御座〉平敷施屏風、已一点、天子与皇后同輿御小安殿〈垂帷〉云々、次御高座、〈右兵衛佐師輔奉抱之〉皇后服鈍色昼装、御御座云々、事了還宮、

この『吏部王記』の記事では、「唯高座西幔内設皇后平敷御座」と高御座の西幔内を母后の座にするという記載が見える。天皇が高御座に着いたのち「御御座云々」つまり「北廂西幔内」に着し、その後「西宮記」に記される通り「天皇稚時、母后同御高座」のように、母后の高御座への登壇がなされたと考える。

問題となるのは、母后の高御座への登壇がいつから行われたのかということである。末松氏は後一条天皇即位時の彰子を初例とするが、筆者は、上述の通り、朱雀天皇即位における穩子の登壇が初例であると考察する。少なくとも母后が登壇するという形式は、左記に挙げる史料より、一条天皇以前まで遡ることがわかる。

大江匡房が記した『御即位次第』をみると、皇后の大極殿の座について以下のように記している。⁴³

『御即位次第』

皇后御高座西幔内座〈延長吏部記如此、寛和小野

右府記、皇后同御高座主上彼年御座是慥不上敷、記云、褰帳後不奉見宸儀云々、長和記、母后同御高座、以三尺几帳隔之、晋書云、太后施白紗帷、是抱帝之、案事理、雖天子争母后御平座之時御高座哉

現存する史料からは確認できないが、下線部の「小野右府記」つまり藤原実資の日記には、当時七歳の一条天皇の即位の様子が記されている。この時、母后が高御座に着しているが、帳を掲げると天皇が高御座に出御していなかった、という珍事が描かれている。

この記事から考察するに、母后の登壇が明確に明記されているものとしては一条天皇が最も初期のものと考えられる。しかしながら、『御即位次第』を大江匡房が記した当時、母后が天皇と同じ輿に乗り、共に高御座へ着くことが慣例化されていた。⁴⁴その先例として朱雀天皇即位「延長吏部記如此」と掲載されていることを考慮すれば、母后である穩子が「北廂西幔内」から「高御座」へ伺候していたと言えるだろう。

また末松氏は、この母后の伺候の成立は奈良時代まで遡るとする。それは『内裏式』上元正受群臣朝賀式⁴⁵（朝賀の装束は即位式とほぼ同じとされる）の「高御座後ろの東幔の後ろ」に「皇后御座」が設置されていたことを根拠と

している。⁴⁸⁾

根本的な問題として、『内裏式』の「皇后」は果たして、母后と同義なのだろうか。

『内裏式』は平安時代前期に作られた、最も古い勅撰の儀式書である。嵯峨天皇が朝廷の儀式次第を整備するために右大臣藤原冬嗣・中納言良岑安世ら七人に詔を下して選定させた。この『内裏式』の元正受群臣朝賀式の内容を簡潔に記すと、元日に皇后は天皇と共に大極殿に出御する。そこで天皇のみが、皇太子と群臣から朝賀を受け、この時、皇后は高御東幔の後ろの御座に就いている。⁴⁹⁾ここでの「皇后」は天皇の妻、つまり后としてものである。

このように『内裏式』の「皇后」は天皇の母を指す「母后」ではなく、天皇の后として登壇している。つまり、末松氏の「皇后が母后として子への皇位継承を見守る場として」「北廂東幔内」が認識されていた。⁵⁰⁾という見解は誤りだと考えられる。

加えて幼い天皇の皇位継承を見守るために登壇している⁵⁰⁾のであるれば、それはやはり、奈良時代ではなく、幼帝が出現する時期と対応するであろう。

つまり母後の登壇は幼帝の出現と関係しているはずであり、史料でわかる限りでは、朱雀天皇の即位の際に、母后である穩子がはじめて高御座に登壇し、幼い天皇の皇位継

承を見守っていたと考えられる。

第二項 摂政の「北廂東幔内」への伺候はいつ成立したのか

筆者は忠平の「北廂東幔内」の伺候で、摂政としての役割は成立していると考ええる。一方で末松氏は摂政が天皇に近侍する端緒は、朱雀天皇即位時における、母後の穩子とその兄の忠平の伺候とするものの、村上天皇の即位の際に、大納言である藤原師輔が同様の役割を勤めていることから、忠平の伺候で摂政の役割が確立するのではなく、一条天皇即位の兼家の時に摂政の役割として確立する、と述べる。⁵¹⁾

忠平は幼帝である朱雀天皇の補佐をするため、「北廂東幔内」に伺候している。この幼帝の公的な政務を補佐するという行為から、考察するに忠平は摂政としてその役割を果たしていると言える。⁵²⁾ではなぜ、村上天皇即位の際に大納言である師輔が天皇の後ろに伺候することができたのかそれは、師輔と村上天皇の関係を理解する必要がある。

二章で記した通り、朱雀天皇即位時、朱雀の母穩子は、摂政である忠平とは兄妹であり、忠平の子である師輔は幼帝の朱雀天皇を抱えて高御座に登壇していた。ミウチで天皇を支えるという構図が見られた。朱雀天皇即位の後、最年長であった祖父院宇多が亡くなると、天皇家最年長と

なった穩子の意志が尊重されるようになり、彼女は宮廷事項全般のことに關してさらに強い發言權を持つようになった。⁽⁵³⁾

朱雀天皇が母后に「いまは東宮ぞかくてみきこえまほしき」といわれ皇太弟の村上天皇に讓位したという『大鏡』第六卷「昔物語」に記されるような逸話もみえている。⁽⁵⁴⁾

また師輔の娘安子が村上天皇即位の直前に、二十歳で天皇の女御になったのも、穩子の計らいによるものであった。村上天皇即位後、忠平が引き続き関白を勤め、彼のもとに左大臣実頼と、右大臣師輔が並ぶ体制となった。忠平死後は、実頼が政權を担当したものの関白には任じられることはなかった。⁽⁵⁵⁾ その背景には、朱雀天皇に女御として入内した慶子の死、加えて村上天皇に女御として入内した述子も、若くして亡くなり、⁽⁵⁶⁾ 天皇家との血縁的関わりが希薄になったことも関係があるだろう。実頼は、村上天皇・母后の穩子・天皇の後である安子の父である師輔・朱雀院ののだれともミウチ関係を為せなかったため、政治的に孤立していた。その一方で、師輔は村上天皇との関係を、穩子のサポートのもとで深めていった。

この時の穩子・村上天皇・師輔・安子の関係性は、安子と村上天皇の子である憲平親王の産養より、⁽⁵⁷⁾ 窺うことが出来る。憲平親王の産養の十一日目の儀は、当時太皇太后の

穩子により行われている。穩子は村上天皇の生母でもあり、師輔の叔母でもある。また、憲平親王の祖母にあたる。つまり天皇家と基経一族の尊長による産養であった。⁽⁵⁸⁾ 村上天皇はこの出産に際して、穩子の初産に与えた給物と同量の給物を与えている。そして、憲平親王は三か月後に東宮に立てられる。これは太皇太后穩子の許可を得た村上天皇が、朱雀上皇へこの旨を伝えずに推し進めたものであった。これは、村上天皇から憲平親王への強い皇位繼承の意志を窺い知ることができるとともに、穩子が皇位繼承の決定權を保持していたことを示すものである。⁽⁵⁹⁾

このように村上天皇と師輔は穩子のサポートをもとで、その関係性を深めていた。穩子のもとで師輔の娘である安子の入内が進められた。朱雀天皇即位の際、摂政忠平、母后穩子とともに幼い天皇を支えた師輔は、村上天皇のその治世でも、朱雀院、穩子また、娘の安子とともに村上天皇をミウチとして支えていた。だからこそ、師輔の日記である『九曆』天慶九年（九四六）四月二十八日条には、即位前夜、天皇の後ろに伺候することを伝えられ、そのことを承った由が記されている。⁽⁶⁰⁾ 村上天皇は即位当時二十一歳ということを考えると、その役割としては摂政の役割ではない。むしろ関白が相応しいであろう。即位当時、関白は忠平が勤めているが、実際に天皇の後ろにて伺候しているの

は師輔である⁽⁶³⁾。ではなぜ師輔が登壇することになったのだろうか。

ここでまず考えられるのは、村上天皇即位当時、関白が天皇の後ろに伺候する慣習がなかったからである。管見の限りでは、史料における関白の「北廂東幔内」への伺候を示すものは、後冷泉天皇即位の際の藤原頼通が初例と考えられる⁽⁶⁴⁾。このような事例を考慮すると、少なくとも村上天皇即位時には、関白が登壇するという慣習が存在しなかったために、忠平が登壇できなかった、ということが想定される。しかし即位前夜に、師輔にその依頼があったということも考慮すると、本来は村上天皇一人で登壇する予定であったが、不安になったのであるとか、妻安子の父であり、有職故実にも通じる師輔に、その役を依頼したということが適切なように考えられる。上述の通り、師輔と村上天皇の関係とは、それほど近い間柄であり、その背景には穩子と安子による強力なバックアップがなされていた。史料から確認することはできないが、当時、大納言であった師輔の登壇は、師輔と村上天皇の関係のもとで、可能になったことであり、そこには、穩子の許可とサポートがあつたこそその、師輔の伺候であつただろう。

村上天皇即位時の大納言の師輔の伺候とは、関白である忠平の代わりというよりも、あくまで天皇の個人的な補佐

役としての立ち位置であつたと考察される。つまり忠平で摂政の役割が確立した後、師輔の登壇はある種の特例であり、それを実現できた背景には母后である穩子の強大な権力があつたのである。

第二節 即位式の「見物」と母后・摂政の幼帝伺候

これまで朱雀・村上天皇の即位式を中心とし、その周辺の間人関係に注目して母后・摂政の登壇について考察を進めてきた。

ここでは即位式を中心となる人々から離れ、当時の即位式の変化に注目していきたい。

村上天皇即位式では注目すべき変化を見て取ることができ、「吏部王記」天慶九年（九四六）四月二十八日条では「時刻稍移、是間龍尾壇下雑人鬪乱」という記事が見え、龍尾壇下にて雑人が集まり流血事件に発展している様子が描かれている。

また、村上天皇即位の『九曆』天慶九年（九四六）四月二十八日条をみると、「見物人車聯綿不絶、重疊狼雑、御輿到昭慶門之間、兵衛衛門称警如常」とあるように、見物人の車がごった返している様子が見て取れる。およそ十世紀以降の即位式においては、このような「見物」という行為が見られるのである。つまり前者の雑人は、龍尾壇

下にて儀式を見物していた人々を指すのである。⁽⁶⁵⁾

この九世紀から十世紀の見物について藤森健太郎氏や仁藤智子氏が考察を進めており、筆者は氏らの研究をふまえて、穩子の政治的手腕について考察を深めていく。

即位における「見物」については、史料上、村上天皇の記事が初見と考えられるが、「見物」の嚆矢となるのは、おそらく貞観五年（八六三）の御霊会で、王公卿士などが集まり、共に見る様子が記される。⁽⁶⁶⁾このように九世紀半ばから十世紀を通して、多くの史料が存在している。⁽⁶⁷⁾

仁藤氏は、九世紀畿内行幸が終焉する一方で、御禊行幸や朝観行幸などの新しい行幸に注目し、九世紀以降に見られる行幸における観客について考察を進めている。この九世紀の観客の出現は、儀式の場から天皇の後退と行幸の縮小（参加者の減少）に対して、この変化を補完するための動きであり、そのために天皇を「見せる」という演出がなされた。御禊行幸に関して、九世紀は、天皇を「見せる」行幸であったが、幼帝の出現と共に、母后や女御代の同行が恒常化していき、天皇を中心とする王権構成者の居住形態が儀式に反映された。つまり十世紀には母后など（親族としての摂政を含む）の王権構造総体を「見せる」行幸へと、その性質を変化させたと主張する。⁽⁶⁸⁾このような変化は即位式でも見られる。

古代即位式の「天子南面―臣下北面」という幾何学的な理念の衰退は、儀式参加者の減少などから窺うことができ。その一方で、儀式は、より開かれたものとなり、即位式の「見学者」の増加につながった。古代の即位式とは比べ物にならないほどの広い階層に対して、新帝披露の場として機能していた。⁽⁶⁹⁾

穩子や摂政の伺候の第一義的な目的とは、これまで述べてきた通り、まさしく幼い天皇をサポートすることにある。しかし当時の状況を考察するに、これらの母后穩子や摂政忠平、師輔の天皇傍の伺候はある種のパフォーマンスとして作用していたように考えられる。

「見物者」の増加つまり、その観客の増加に対応して、幼い天皇を見せるための演出を行った。それが、母后・摂政の登壇であったと同時に、母后・摂政等の王権構造総体を見せる場でもあった。政治に関わる人々だけではなく、「雑人」と呼ばれるような人々にまで、対象を拡大して、天皇を見せる演出することにより、結果として、幼帝を囲む摂政・母后を中心とした外戚の、権力の大きさを示すことにも繋がったと考えられる。

即位式での「見物」の初見は村上朝であるが、「雑人」のような身分の低い者の「見物」が村上朝より始まったとは考えにくい。加えて『北山抄』では朱雀天皇の即位前年

の延長七年（九二九）元旦の朝賀では式部卿親王の見学があったことが明記されている。⁷⁰

このような状況が、少しずつ生じていく中で、母後の登壇や摂政の伺候がみられた。幼帝の「見物」を行う多くの人々に対して「見せる」ためのものが、結果として、母后・穩子や摂政忠平等を含む王権を構成する者達の関係性を視覚的に示すこととなり、それは、幼帝の背後にある彼らの権力を知らしめる場としても機能したのである。

おわりに

以上の考察から本論文を大きく三つにまとめる。

一つ目に、儀式書の比較を通して、即位式での母后の高御座への登壇は、朱雀天皇即位における母・穩子のもものが初例であると考察した。『西宮記』のみに見える「天皇稚時、母后同御高座」という幼帝に関する記載に注目した。『西宮記』の著者である源高明が、彼から見て異母の穩子、異母弟の朱雀天皇、また公私共に親交の深い藤原師輔という関係性から、高明が幼帝についての一説を記したことは、必然の所為であり、母后・穩子の高御座登壇が、初例であるからこそ『西宮記』に記載したと考えられる。

二つ目に、母后の高御座への伺候また、摂政の「北廂東幔内」への伺候について考察した。先行研究において末松

氏は、摂政の「北廂東幔内」への伺候の成立は藤原兼家と述べるが、本稿において、その成立は、朱雀天皇即位における摂政藤原忠平であると考えた。村上天皇即位での中納言の藤原師輔の伺候は、村上天皇と師輔の関係だからこそ成し得た、異例の伺候であり、その背景には、穩子の強力なサポートが存在していた。つまり摂政による「北廂東幔内」への伺候は忠平で成立したものの、続く村上朝では、その様式が反映されていない異例の伺候であった。そして母后の伺候とは、朱雀天皇即位の穩子の登壇に始まり、先行研究の述べるところの、彼女が先例にないことを可能にするだけの権力を持っていたことを明らかにした。

三つ目に、摂関期即位式における母后・摂政の伺候の政治的作用を明らかにした。

九世紀半ばに始まったとされる「儀式の見物」は村上天皇即位式でも見られる。「雑人」と呼ばれるような身分の低い者たちも、見学を行ったことが史料に残っているが、このような見物が、村上天皇即位で突然はじまったとは考えにくい。多くの見物者に新帝を披露するために、幼帝の補佐役として母后・摂政の登壇が為され、それが結果として、王権を構成する者たちの関係が見物者や儀式参加者に公開されるとともに、天皇の側に伺候する摂政、本来天皇しか登壇出来ないはずの高御座に登壇する母后として、そ

の権力を視覚的に表していたのである。

本論文では、即位における母后である穩子の政治的権力を中心に考察を進め、先行研究で述べる所の穩子の権力の大きさについて同様の見解を示した。即位式における母后の権力とは、先例のない高御座への登壇を行ったことにあるが、それは幼帝のサポートを行うと共に、拡大する見物者たちに対して、その権力を知らしめる結果となった。それはミウチによる政治、つまり摂関政治の体制を補強する、視覚的なパフォーマンスとしての役割を果たしたと考えられる。

儀式書を比較して明らかとなった相違や摂関の高御座登壇、村上朝における安子の権力など言及の及ばない部分を多く残す結果となった。ここに一度、筆を置くこととなるが、今後の課題としていきたい。

注

- (1) 加茂正典『日本古代即位儀礼史の研究』（思文閣出版、一九九九年）。
- (2) 和田英松「概説 御即位礼・大嘗祭の沿革」『別冊歴史読本（絵解きシリーズ）皇位継承「儀式」宝典』（新人物往来社、一九九〇年）。
- (3) 吉江崇「平安前期の王権と政治」（岩波講座日本歴史第四卷）岩波書店、二〇一五年）。神谷正昌「平安時代の

王権と摂関政治」（『歴史学研究 増刊号』七六八巻、二〇〇二年）。

(4) 神谷正昌「研究ノート 承和の変と応天門の変―平安初期の王権形成―」（『史学雑誌』一一二号、二〇〇二年）。前掲神谷「平安時代の王権と摂関政治」。

(5) 岩田真由子「平安中・後期の母后の役割とその変質」（『古代文化』第六二巻第四号、二〇一一年）。前掲吉江「平安前期の王権と政治」。前掲神谷「平安時代の王権と摂関政治」。

(6) 前掲岩田「平安時代の王権と摂関政治」。服藤早苗「王権と国母―王朝国家の政治と性」（『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房、二〇〇五年）。

(7) 東海林亜矢子「母后との内裏住居と王権」（『お茶の水史学』四十八号、二〇〇四年）。

(8) 伴瀬明美「摂関期の立后儀式」（『摂関期の国家と社会』山川出版社、二〇一六年）。

(9) 前掲岩田「平安中・後期の母后の役割とその変質」。

(10) 所功「宮廷儀礼書成立史の再検討」（『国書刊行会、二〇〇一年』）。

(11) 同前。

(12) 同前。

(13) 前掲所「宮廷儀礼書成立史の再検討」。山中裕「『西宮記』と『九条年中行事』（『平安時代の古記録と貴族文化』思文閣出版、一九八八年）。『西宮記』の成立年代について、山中氏は安和の変前後に執筆と述べる。所氏は「『西宮記』の執筆を段階分けし、高明が第一段階として、天徳元年（九五七）〜康保元年（九六四）以内（村上天皇朝後半。ほぼ

四十歳代で大納言時代)までに編纂し、次いで第二段階として康保年間(大臣時代)か晩年(帰京後十年間)に少し補訂を加えたと述べる。

(14) 前掲所『宮廷儀礼書成立史の再検討』。

(15) 所功『江家次第』の成立(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年)。

(16) 「里内裏」とは、平安時代以降の仮皇居の称。堀河院・朱雀院がそのはじめの例と言えるが、この場合でも、もとは貴族の邸宅を後院として用いた。鳥羽天皇以降は里内裏が天皇の平常の居所となり、内裏で晴の儀式のみ行う場所となり、内裏の荒廢を招いた。

(17) 樋笠逸人『嘉祥二年の『御即位次第』について』(『歴史文化社会論講座紀要』十三号二〇一六年)。樋笠氏は嘉承二年の『御即位次第』への検討を行っており、そこには行幸についてより詳しい記載がなされていると述べている。『御即位次第』は『江家次第』の著者である大江匡房が作成した儀式書である。この『御即位次第』では幼帝の場合の即位を想定し、その様子を随所に記載している。

(18) 『貞観』儀式』において「群官」とは「群官謂百官及被叙之人」と記されている。

(19) 『吏部王記』天慶九年(九四六)四月二十八日条

二省少輔共退、未出門、典儀称「再拜、(承伝如前)群臣再拜、了式部大輔代率叙人而退、檢「延長八年例、二省叙人不先退、与群臣共退、若早退」在「拜前与少輔共出、而与群臣共拜先退、進止無」処、檢「式并例、再拜後、左侍從進、欲「待叙人」出閣、可

二良久、仍未出之間、進称「礼畢、如「承平七年儀、一而後兵庫頭申「大臣、叩「垂帳鉦、女孺奉「帳、褰帳下帷、此間諸陣警蹕、左褰帳不「更復「本座、女官伝「令入」幔後、(違式)皇帝還御「後房、所司搥「退鼓、南列不」動、良久侍從即北出「昭訓門、群臣猶不」退、已乖「式文、蓋依「延長八年記文「侍從先出、次大臣退、群官罷文也、不知「以何為「得、此時未終也。

(20) 「群官」については、『貞観』儀式』にて記載されている。前掲注(十八)参照。「群臣」についての明確な意味については、言及されていないが、ここでは文脈より「叙人を含まない百官」と考察した。

(21) 『帥記』延久四年(一〇七二)十二月二十九日条

天皇還「御後房、女孺復「本座了、令「搥「退「刀欄「鼓、(其儀「前諸門皆応之)左右侍從以「次退出、次内弁大臣退出、百官共罷、打「外門鉦。

(22) 樋笠逸人前掲注(17)を参照。樋笠氏の論文末に載せられた翻刻を基に考察を進めていく。

退出について『御即位次第』

皇后還「御於小安殿、(其儀准「上可「知之)兵庫頭称唯、令「撃「刀柵退鼓云々)

侍從・少納言退下、次内弁大臣退出、次群臣(先叙人歟、百官行列)罷矣、不「待「諸門鼓応、(或内弁及百官退後、殿上侍從退下、是叶「式意云々、儀式云、百官俱從「上而罷、朝拜式云、上下群官罷、案之上下一度從「上可「罷歟)殿上者、侍從・少納言、次執翳・威儀・褰帳等云々、次還宮、

こちらは本文のように、位の上の者からの退出が中心に記され、割書にて補足的に内弁と百官からの退出について記載がなされている。

- (23) 写本『西記目録』では「天皇稚時、母后同御_三高座_二」という記載は文頭にあり、『大永本』では文頭と文中(Ⅳの場面と同じ)にあり、文中の割注に「(或本无_三此注_二)也」と記される。おそらく、「天皇稚時、母后同御_三高座_二」文頭か文中に記されるか否かについての割注だと考えられる。(24) 注(13)を参照。

- (25) 高明生前の幼帝としては円融天皇も考えられるが、円融天皇即位が安和二年(九六九)八月十三日であると、母である藤原安子は応和四年(九六四)に亡くなっており、高明自身安和二年(九六九)三月に左遷されているため、円融の即位を参考としたとも考え難く、安子が亡くなったることからも、「母后」と記さないのではないかと考えられる。

- (26) 前掲所『宮廷儀礼書成立史の再検討』。

- (27) 同前。

- (28) 前掲山中『平安時代の古記録と貴族文化』。

- (29) 即位記事は二十八頁、「史部王記」延長八年(九三〇)十一月二十二日条に記載。「次御_三高座_二、(右兵衛佐師輔奉抱_三之_二)」この時の実頼は即位式で奉行として「藏人方頭左中将」を勤めていた。

- (30) 『栄花物語』巻第一「月の宴」

「世の中のことを、実頼の左大臣仕うまつり給。九條殿二の人にておはすれど、猶九條殿をぞ一くるしき二

に、人思ひきこえさせたまる。」

とあり、父忠平亡き後、実頼が政を執り行すが、村上朝は、関白とならず、冷泉朝に至って関白となる。宮中次席の師輔が実頼より力を持っていたことが分かる。

- (31) 山中裕「歴史物語の諸問題」(『平安朝文学の史的研究』吉川弘文館、一九七四年)。

- (32) 朱雀天皇女御となった実頼の女、藤原慶子は天曆五年(九五)十月九日に卒去。また村上天皇女御となった述子も天曆元年(九四七)に十五歳で卒去している。

- (33) 前掲所『宮廷儀礼書成立史の再検討』。前掲山中『平安時代の古記録と貴族文化』。

- (34) 前掲山中『平安時代の古記録と貴族文化』。

- (35) 前掲伴瀬「撰関期の立后儀式—その構造と成立について」。

- (36) 前掲東海林「母后の内裏居住と王権」。

- (37) 岡村幸子「職御曹司について—中宮職庁と公卿直廬—」(『日本歴史』第五八二号、一九九六年)。

- (38) 前掲岩田「平安中・後期の母后の役割とその変容」。

- (39) 同前。

- (40) 同前。

- (41) 古瀬奈津子「撰関政治成立の歴史的意義—撰関政治と母后—」(『日本史研究』第四六三号、二〇〇一年)。

- (42) 末松剛「即位式における撰関と母后の登壇」(『日本史研究』四四七号、一九九九年)。

- (43) 前掲樋笠「嘉祥二年の「御即位次第」について」論文末の翻刻を参照した。翻刻に記されている「延長史部記」を

『史部王記』延長八年(九三〇)朱雀天皇即位、「寛和小野

右府記」を藤原実資の日記に記された寛和二年の一条天皇即位、長和記を長和五年の後一条天皇即位を指すものと解釈した。

(44) 藤原実資(小野宮右大臣)の日記。『小右記』として現存するのは天元五年(九八二)から長元五年(一〇三三)までである。後述の『小記目録』及び逸文により、長暦元年(一〇三七)、あるいは長久元年(一〇四〇)までの間書かれたことが確認される。しかし、自筆本は現存しておらず、失われた部分も多く、一条天皇の即位に関しての記載は残っていない。

(45) 前掲榎笠「嘉祥二年の『御即位次第』について」。

(46) 前掲末松「即位式における撰関と母後の登壇」。末松氏は、「藤原安宿媛(聖武天皇皇后)が即位式後に皇太后になり、橘嘉智子(嵯峨皇后)や正子内親王(淳和皇后)はそれぞれ淳和・仁明両天皇の即位式のどちらも四日前に皇太后になり、わざわざ皇后空位のもので即位儀を行っていることから、即位式の北廂東幄内とは皇后が母后として夫から子への皇位継承を見守る場所であるという認識が奈良時代から存在していた。」と述べる。

(47) 「内裏式」上「元正受群臣朝賀式」

張_二班_一輦於高座後左右也、設皇后御座於高座東輦之後、鋪_二褰帳_一命婦座於高座東西二丈、当_三南頭_一、又鋪_二威儀命婦座於褰帳_一命婦座後一丈五尺、更北折五尺、以南為_三上_一、(中略)又自_二昭訓門_一南廊第一間壇下、西去_二四丈_一、設_三皇太子輦_一、輦東設_二謁者座_一。
傍線部は、それぞれ皇后座・皇太子座として見て取るこ

とができる。

(48) そもそも「内裏式」元正受群臣朝賀の「皇后御座於高座東輦之後」とは「北廂東輦内」と同じものなのかという疑問も残る。

(49) 橋本義則「後宮」の成立「皇后の変貌と後宮の再編」
〔古代宮都の内裏構造〕吉川弘文館、二〇一一年。

(50) 前掲末松「即位式における撰関と母後の登壇」。

(51) 同前。

(52) 吉川真司「平安貴族政治の形成」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年)。藤原基経時代に太政大臣から抽出された撰政・関白の機能は忠平に継承され官職名として定着したが、実頼→道隆の時代に太政大臣から独立した。忠平時代は前代の踏襲であり、根本的变化は十世紀後半に生じた、とされる。行政形態から見ると、忠平は前代の撰政であると言える。しかし即位式と限定した場合、①公的な政務補佐を行う忠平、②日常的かつ直接的な奉仕をする穩子・師輔という二重の「後見」が見られ、また朱雀天皇即位の撰政・母後の登壇が先例として参照されていることから、撰政としての役割を果たしていたと考察する。

(53) 倉本一宏「撰関期の政治構造」天皇と撰関とのミウチ意識を中心として」(『撰関政治と王朝貴族』吉川弘文館、二〇〇〇年)。藤木邦彦「藤原穩子とその時代」(『平安王朝と政治と制度』吉川弘文館、一九九一年)。

(54) 「大鏡」第六卷「昔物語」

母きさきの御もとに行幸せさせ給て、「いまは東宮ぞかくてみきこえまほしき」と申させ給けるを、「ここ

ろもとなくいそぎおぼしめしけることにこそありけれ」とて、ほどもなくゆづりきこえさせ給けるに、きさきのみやは、「さもおもひても申さざりしことを、ただゆくすゑのことをこそおもひしか」とて、いみじうなげかせ給ひけり。

(55) 藤木邦彦「延喜天曆の治」(前掲同書『平安王朝と政治と制度』)。

(56) 春名宏昭「撰関政治と政治構造」(岩波講座 日本歴史 古代五) 岩波書店、二〇一五年)。

(57) 山中裕「撰関政治史―村上天皇より一条天皇まで―」(『調布日本文化』創刊号、一九九一年)。

(58) 前掲倉本「撰関期の政治構造―天皇と撰関とのミウチ意識を中心として―」。

(59) 「産養」は平安時代、出産ののち、生まれた子の三日、五日、七日、九日目の夜に行われる祝いの儀式。新生児の将来の多幸と産婦の無病息災を祈る。

(60) 服藤早苗「産養と王権―誕生儀礼と皇位継承」(『埼玉学園大学紀要』人間学部篇三巻、二〇〇三年)。

(61) 同前。

(62) 『九曆』村上天皇即位天慶九年(九四六) 四月二十八日条、廿八日、戊子、天皇即位、早且參殿、卯一点參内裏、催_レ行雜事、須_レ著_レ礼服候_上八省、而依_レ昨夜_上承_下可_レ候_上御後_上之仰_上、不_レ更_上。

(63) 『吏部王記』村上天皇即位天慶九年(九四六) 四月二十八日条でも、師輔が天皇の後ろにて伺候する様子が記されている。大納言の師輔は、この時右大将を兼任している。

關司人路清子問_レ之、申云、欲_レ令_レ褰_レ帳、即不_レ教_レ令_上侍_上奉_上翳_上後_上、至_上于此_上、清子候_上進_上止_上、即日令_レ進_上、于時_上右大将候_上御後_上、仰_レ威儀命婦、進_上令_レ立_上高座側_上、須臾_上復_上座_上。

(64) 東山御文庫記録 丙十二 所収『即位雜例条々』の「北廂幔内戸東間、為_レ関白座」。前掲末松「即位式における撰関と母后の登壇」においても後朱雀天皇の関白の座について記されている。

(65) 龍尾道での見物は村上天皇の即位以外でも見ることができ。『権記』寛弘八年(一〇一一) 十月十六日条の三条天皇即位では、「此間左花樓南庭龍尾欄干見物人多各相押欄落人墮、有_レ被_レ疵之者云々、是宣制後復_レ列之間、雖_レ聽_上群庶之呼叫、適無_上心神之傾動、以_上納言蒙_上示_上知_上之、殿_上嘉承二年(一一〇七) 十二月一日条の鳥羽天皇即位では「此間余為_上見事、早晚向_上高御座_上之處、龍尾壇下雜人成_上群、仰_上檢非違使別當、令_上檢非違使令_上掃_上之、而依_上不相叶_上、還御後令_上仰_上予隨身掃_上之」のように龍尾壇下に雜人が群れを成している様子が見える。

(66) 『日本三代実録』卷七 貞観五年五月二十日条

廿日壬午。於_上神泉苑_上修_上御靈會_上。勅遣左近中将從四位下藤朝臣基経。右近衛權中将從四位下兼行内藏頭藤原朝臣常行等。監_上會事_上王公卿士赴集共観。靈座六前設_上施_上九筵_上。

(67) 仁藤智子「都市王権」の成立と展開」(『歴史学研究増刊号』七六八巻、二〇〇二年)。野田有紀子「行列空間における見物」(『日本歴史』六六〇号、二〇〇三年)。

- (68) 前掲仁藤「都市王権」の成立と展開」
- (69) 藤森健太郎「王への視線…十世紀以降即位儀における見物について」(『史学』第七十三号、二〇〇五年)。
- (70) 『北山抄』巻第五「踐祚抄 即位事」
 - 当日儀式、一同朝賀。(礼服不_レ具、不_レ候_レ列之王卿、或依_レ召参入、供奉行幸、候_レ御後。仁和三年例、式部卿親王・太政大臣・左大臣・召_二右近陣胡床、候_二西階西掖。延長七年朝拜、式部卿親王候_二陣辺、見_二儀式。同八年、太政大臣候_二御後。天慶九年、右大將師輔卿候_二御後、催_二行雜事。近例如_レ之。)

参考文献

- ・平安時代史辞典
- ・国史大辞典
- ・日本国語大辞典
- ・猪熊兼樹『宮廷物質文化史』(中央公論美術出版、二〇一七年、一六二—一八七頁)。
- ・河北騰『「九歴」から見た藤原師輔論』(『古代文化』第三十卷七号、一九七九年)。
- ・佐々木恵介『天皇と歴史三 天皇と摂政・関白』(株式会社講談社、二〇一八年、五十九—百六頁)。
- ・末松剛『宮廷儀礼における公卿の「見物」』(『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年、二七九—三二二頁)。
- ・角田文衛『太皇太后藤原穩子』(『角田文衛著作集』六卷、法蔵館、一九八五年)。

- ・藤森健太郎「日本古代元旦朝賀儀礼の特質」(『史学』六十一号、一九九一年十二月)。
- ・美川圭「近代代の「天皇退位」をめぐる論点の整理」(『歴史評論』八三五号、二〇一九年十一月)。
- ・『京都の御大礼』即位礼・大嘗祭と宮廷文化のみやび』(思文閣出版、二〇一八年)。

表 1 II 即位儀天皇高御座登壇前

	貞観儀式	西宮記	北山抄	江家次第
①	当日、諸衛は大儀(重要な儀式)と同じように行う。 門部・主殿図書の両寮・兵部の仗録史生省掌等の入場とその位置を記す。		当日儀式、朝賀と同じ。(行幸に供奉し、御後ろに候す。仁和三年の例は、式部卿親王・太政大臣等の伺候場所について。延長七年朝拜、式部卿親王陣辺りに伺候して、儀式を見る。延長八年太政大臣が御後ろに伺候す。天慶九年右大将師輔脚が御後ろに伺候して雑事を催行す。)	内弁大臣陣に着く。
②			但し行幸以前大臣内に参る。	行幸を召し仰せて、宣命を奏す。
③			下名并位記筥を内記に授ける。	下名并位記筥を内記に授ける。
④			月華・修明等門より出で八省東廊休幕に致る。	次いで行幸。内弁東廊休幕に著し、
⑤		内記を遣わして宣命使を送る。	内記を遣わして、宣命文を宣命使幕所に送る。	内記を遣わして宣命文を宣命使幕所に送る。
⑥			外弁大臣以下朝集堂の座に就く。	外記大臣以下朝集堂座に就く。
⑦			彈正長樂・永嘉両門より入り、東西朝集堂南頭に列立す。	彈正長樂・永嘉両門より入り、東西朝集堂南頭に列立す。
⑧	式部の丞録史生省掌等を率いて応天門の左右閣道壇上の座に就く。		式部丞・録以下応天門内廊座を起して御前に列立す。	式部丞・録以下応天門内廊座に起し、御前に列立す。
⑨	五位以上を唱え計りて、列立する。		五位以上召し計りて諸儀弁備(準備)する。典儀位後に就く。	五位以上を召し計る。典儀版を置く。
⑩	内弁大臣は幄下の座に就く。	内弁幄に着す。	内弁大臣、下名に笏に取り副える。	内弁大臣、下名に笏に取り副ふ。幄下の兀子に著す。

	貞観儀式	西宮記	北山抄	江家次第
⑪	内記は位記の筥を執り、大臣の前机に置きて退出。	内記は位記筥を置く。	内記は位記筥を大臣の前机に置く。	内記は位記筥を大臣前机に置き、殿巽角の座に着く。
⑫		内弁内豎を召す。(二音)	大臣内豎を召す。唯称し進み、幅南に立つ。	大臣内豎を召す。(二音) 内豎別当唯称して幅南に進み立つ。
⑬	大臣式兵の両省に叙人の簿を賜う。	二省を召し下名を給う。	二省を召して、下名を給う。	大臣宣して、式の省・兵の省を召す。下名を給う。(詳細に記す。)
⑭	又両省の輔丞を呼び、位記の筥を受け取り、案上に置いて退出する。		内豎を召し、輔・丞を召して、位記の筥を給う。案上において退出する。	大臣は式部と兵部を召し、輔は大臣前に立つ。大臣笏を前案に置き筥をとりて之を授けて、輔退きて列に戻る。(詳細に記す。)
⑮	外弁大臣は召使を呼び、兵部を召す。		外弁大臣召使を喚く。兵部省を召す。	内弁は近衛をして外弁を呼び、外辨上脚は召使に命じて兵の省を召させる。
⑯	大臣は装いが終わると、宣して鼓を撃たせる。諸門応ず。	外弁鼓を打つ。	大臣宣して、装いが整うと鼓を打たせる。外弁鼓を打たせる。諸門之に応ず。	上脚宣して、装いが終わると鼓をして撃たせる。丞称唯して退出す。外辨鼓を撃たせる。諸門之に應ず。
⑰	章徳興礼両門を開く。	章徳・興礼門を開く。	章徳・興礼両門を開く。	章徳・興礼両門を開く。
⑱	伴佐伯の両氏各々一人各々五位の礼服を著して、それぞれの持ち場に就く。	佐伯・伴入る。	両氏(五位礼服を服し、劍を帯ぶ)門部を率いて、両門より入りて会昌門内胡床に居す。	伴(左)・佐伯(右)帯劍す。五位礼服を著し、門部三人を率いて、両門より入りて、会昌門内左右廂胡床に居す。
⑲	辰一刻、大極殿の後房に御す。	天皇御房に御す。	時刻に小安殿に御す。	
⑳			(御厨子所にて小鑿を供す。)	
㉑	女孺十八人翳を執り、三行に戸の前の座に就く。	執翳着す。	執翳女孺座に着す。	執翳女孺(左右各々八人【九か、傍書】)著座す。

	貞観儀式	西宮記	北山抄	江家次第
㉒	褰帳の命婦二人威儀の内命婦四人各々礼服を著して、座に就く。	褰帷着す。命婦等着す。	褰帳・威儀・命婦等同じく座に着す。	褰帳著座す。威儀・命婦著座す。
㉓	侍従四人、次に少納言二人分かれて立つ。	侍従立つ。	侍従・少納言左右に相分かれて参上する。	左右侍従各々四位五位及び少納言を引いて、光範門より入る。
㉔	門部門を開き、本位に還る。	佐伴壇下に下り、召鼓を打つ。	次いで門開す。	伴・佐伯両氏壇下に、対面して立つ。次いで門部は開門する。本座に還りて、諸門皆応じて、各々還る。
㉕	兵庫の頭は内弁大臣に申して、刀櫛を召して鼓を撃たせる。諸門は皆応じる。		兵庫頭は内弁大臣に申して、刀櫛を召して鼓を撃たせる。(諸門皆応ず。)	次いで兵庫頭内弁大臣に申して云はく、刀櫛を召し鼓を撃たせる。鼓師称唯し撃つ(九下) 諸門皆応ず。
	参議以上列に就きて参入す。			
㉖	諸仗及び内舍人両氏共に立つ。	群臣参入す。(諸衛立つ)	諸大夫及び叙人等東西列に立つ。	
㉗			参議以上堂を降りて、列に就く。	外辨公脚以下列立して参入す。伴・佐伯并諸仗及び内舍人共に立つ。
㉘	五位以上参入する。録二人門外に立つ。		五位以上東西戸より入り、各々位に就く。	五位以上参入する。
㉙	式部の録は六位以下の刀櫛を率いて入る。		式部録六位以下刀櫛を率いて入る。	次いで六位。
㉚	親王顕親門より入る。		親王顕親門より入る。	
㉛	式兵の省は叙人を率いて、参入して列立する。	二省叙人入る。	次いで二省叙人を率いて参入する。	次いで二省が率いて、叙列参入する。

表1 Ⅲ 高御座登壇から後房に戻る

	貞観儀式	西宮記	北山抄	江家次第
①	皇帝冕服を服して高座につく。	天皇高座に御す。	天皇大極殿高座に御す。冕服を御して出御する。	天皇高御座御す。
②	命婦は高座下に至りて立ち、御座を定めると還る。	命婦四人・内侍神璽等を取り御共に伺候する。	命婦四人相分かかれ御前に在りて、高座下に至りて立つ。	御前命婦前行して、高御座下に至りて立つ。
③			内侍二人御剣璽匣を持ち、御前左右に伺候する。	内侍二人前行し、(剣御前左に在り、璽御前右に在り)
④			御座定まりて剣璽御座左辺りに置いて退下する。	剣・璽を以て御座辺りに置き却って帳後ろに伺候する。
⑤			御前命婦同じく高座北に候す。女蔵人等同じく後ろに伺候する。	供奉女房十人亦御後ろに在る。
⑥	殿下鉦を撃つ、三下す。	鉦を打つ。(三)	殿下鉦を撃ちて、三下す。	兵庫頭大臣に申して云はく、御帳を褒げて鉦を撃たせる。
⑦	二九の女孺翳を執り、翳を奉る。	執翳出る。	二九女孺翳を奉る。	執翳女孺(左右各々九人)翳を奉る。
⑧			天皇笏を端して南面する。	天皇笏を端して南面する。
⑨	命婦二人御帳を褒げて本座に復す。女孺本座に還る、宸儀初見。	褰帳登り、帰り、座に復す。執翳帰る。	命婦東西階に昇りて、御帳を褒げ、女孺は分かれて退出する。	褰帳命婦東西階を昇りて御帳を褒げる。執翳女孺等も退出する。
⑩	仗を執る者俱に警蹕する。	近仗警蹕する。	諸仗蹕を称する。	仗を執る者警を称す。
	式部の録以下面伏を称す。群臣警折する。			式部面伏を称し、群臣警折す。諸仗両氏共に座す。
⑪	主殿図書各々二人、炉に就き、香を焼く。	香を焼く。	主殿・図書炉に就きて香を焼く。	主殿・図書炉に就きて香を焼く。
⑫	典儀曰く再拝する。賛者承り伝えて王公百官再拝する。	典儀称して、再拝する。(群臣拝する。)	典儀再拝と称す。賛者承伝して、百官再拝する。	典儀両歩進みて再拝する。次いで王公百官再拝する。

	貞観儀式	西宮記	北山抄	江家次第
⑬	宣命の大夫位より進み、宣命の位に就て宣制する。群官称唯再拝して舞踏する。	宣命使、版に就き宣制する。再拝し、また舞踏する。	宣命使版に就き、宣制三段。百官毎度再拝する。また辞別一段、百官拝舞する。	宣命使位に就き、宣制する。諸仗共に立ち、百官拝舞する。(先ず再拝し、次いで舞踏し、次いで再拝する。)
⑭	武官俱に立ちて旗を振る、万歳を称す。	武官旗を振る。	武官旆を振りて、万歳を称す。	武官俱に立ち、旆を振り万歳を称す。
⑮	式部・兵部案下に就き、位記を授ける。	二省を召して位記を給う。	二省位記を召す。	次いで式部叙位、次いで兵部叙位す。
⑯	叙される親王以下列に立ち再拝する、舞踏、群官俱に再拝する。(群官謂百官及被叙之人)	叙人拝舞して退く。	群臣叙される親王以下共に拝舞する。	次いで叙人等共に拝舞する。
⑰		典儀称して、再拝する。群臣再拝する。	典儀再拝を称して、群臣叙される人等共に再拝する。	典儀又曰はく、再拝す。(賛者承伝す)群臣并叙人共に再拝する。
⑱	殿上の侍従進みて御前に当たりて傍行数歩。礼畢を称して膝行そて却退する。	左親王進みて御前に跪き、礼蹕を称し、位に復す。	左侍従北に在り。進みて礼を称す。	左侍従上臈たる者が進みて礼畢を称し、退きて本座に復す。
⑲	殿下鉦を撃つ、三下す。	鉦を打つ。	殿下鉦を撃つ。	次いで兵庫頭進みて大臣に申して曰はく、御帳を垂れて鉦を撃たせる。
⑳	二九の女孺翳を奉って、二人の命婦が御帳を垂らす。	執翳進む。褰帳登る。帳を垂らし、座に復す。	翳を奉り、帳を垂らす。	女孺進み、翳を奉り、褰帳二人進みて御帳を垂たす。
㉑		(近代警蹕を称す。)	諸仗蹕を称す。	諸衛警蹕を称す。
㉒	皇帝は後房に入る。	天皇入御す。	天皇は後房に入る。	天皇御房に御す。

表 1 IV 天皇が後房に入った後

	貞観儀式	西宮記	北山抄	江家次第
①	大臣の命を受けて鼓師に退鼓を撃たせる。諸門鼓皆応じる。	兵庫鼓を打つ。	大臣退鼓を撃たせる。	大臣宣して、鼓師を召し、退鼓を打たせる。
				群臣退く。(先ず叙人、次いで百官)
②	親王已下の下百官俱に上より而罷る。	侍従退く。	侍従・少納言等退下す。	次いで侍従・少納言・
		天皇稚時、母后同じく高座に御す。		
③			次いで内弁大臣退下す。	・内弁又退く。
④	親王顕親門より退出する。殿上の者は、まず侍従、次に少納言、次に執鬨・威儀褰帳などの人が退出。		次いで群臣。(先ず叙人、次いで百官行列、) 罷る。(或いは内弁及び百官が退いた後、殿上侍従退下す。 〔儀式〕等を引く)	次いで執鬨、次いで威儀、次いで褰帳等退く。
⑤	此の間式部兵部の両省、位記の箱を徹す。掃部寮、机を徹す。		此の間二省位記管を徹す。掃部案を徹す。	二省位記管を徹す。掃部案を徹す。
⑥	両氏門を閉じる。		両氏門を閉じる。	両氏閉門す。
⑦	諸衛鉦を叩きて陣を解く。		諸衛鉦を叩き、陣を解く。	諸衛鉦を叩き、陣を解く。
		所々別当を定める。(奉幣) 山陵を告ぐ。	暗に臨む時、炉の北頭に伺候する。たいまつを用いる。	

参考資料 朱雀天皇以降の天皇即位年齢と母後の登壇と・摂政の「北廂東幔内」への伺候(幼帝は太字)

天皇	即位年	摂政関白に 準ずる者	即位年齢	母後の有無	母后登壇	摂関登壇
朱雀	延長六 (930) 11/21	藤原忠平 (摂 政・関白・太 政大臣)	(生923) 8歳	藤原穩子	高御座	北廂東幔内(『吏 部王記』・『西宮 記』より)
村上	天慶九 (946) 4/28	藤原忠平 (関 白・太政大臣)	(926) 21歳	藤原穩子	不明	師輔が後ろに伺 候する。(おそ らく北廂東幔 内。)(『北山抄』・ 『吏部王記』・『九 歴』より)
冷泉	康保四 (967) 10/11	藤原実頼 (関 白・太政大臣)	(950) 18歳	藤原安子	不明	不明
円融	安和二 (969) 9/23	藤原実頼 (摂 政・太政大臣)	(959) 11歳	藤原安子だ が康保元年 (964) 没	不明	不明
花山	永観二 (984) 10/10	藤原頼忠 (関 白・太政大臣)	(968) 19歳	藤原懐子だ が天延三年 (975) 没	不明	「右大臣 (兼家) 良久不著帳座、 未時許著座」 (『小右記』より) ≠「北廂東幔 内」?
一条	寛和二 (986) 7/22	藤原兼家 (摂 政・関白・太 政大臣)	(980) 7歳	藤原詮子	高御座登壇	不明 (『御即位 次第』より)
三条	寛弘八(1011) 10/16	藤原道長 (内 覧・左大臣・ 准摂政)	(976) 36歳	藤原超子だ が天元五年 (982) 没	不明	不明
後一条	長和五(1016) 2/7	藤原道長 (摂 政)	(1008) 9歳	藤原彰子	高御座登壇	(北廂) 東幔内 (『小右記』より)

学芸員の日常と雑感

岩田 慎平

二〇一九年四月から、神奈川県内の郷土資料館で勤務することとなりました。着任して一年にも満たない私に何か申し述べられるようなことがあるのかどうか不安もありますが、ご依頼に応じて筆を執らせていただいた次第です。まず、気付いたことは、大学の文学部史学科で日本史を学びながら身に付けた素養は、公務員となつてからの日々にも十分に役立つという事です。

たとえば、大学で日本史を学ぶ上で欠かせない古文書学に関する知識は、じつは公務員となつてからも活かすことができます。それは、公務員がさまざまな業務で文書で遂行することに関係します。どの文書にも細かな様式や、様々な決裁ルートが定められているのですが、公務員にはそれらを一つ一つを正確に覚えて適切に運用することが求められます。文書の様式を一つ一つ覚えることは、とくに初めのうちは大変な作業なのですが、ここで古文書学の知識が助けとなってくれます。

古文書学では、個々の文書の機能とそれに対応した様式

があるということを学んだことと思います。公務員が運用する文書も同様ですから、業務ごとの目的を理解すれば、それに対応する様式が自ずと明らかになります。あるいはそれぞれの様式から、その文書が目的とするものやその実現のために必要な決裁ルートなどを逆算して考えることが可能になります。それによつて、個々の文書の複雑な様式を一つずつ覚えるという負担も軽減できるというわけです。少しでも古文書学を学んでいけば、文書に関する上記のような仕組みのことも一見すると当たり前の事実だと思われるかもしれませんが、それもじつは文学部史学科で日本史を学んだ人が活かすことのできる特性といえます。個々の文書の表面的な違いを一つ一つ覚えることだけではなく、文書の運用の仕組みそのものを理解する上で、古文書学の知識は役に立つでしょう。

また、卒論やレポートをまとめる上で培われる能力も公務員としての業務に役立ちます。

ある事業について、なぜ、どのような方法で取り組み、

こういった効果を期待するのか、といったことをまとめて、業務に着手する前提を明らかにした上で準備に入ることを、事業の起案といえます。起案は事業の第一歩となるわけですが、これは、レポートや論文をまとめる際に行う研究史整理そのものであるといえるでしょう。

研究史整理を行うことで、当該テーマに関する問題点を明らかにし、問題設定をして、それについて論ずるという、文学部史学科で学ぶ際に日々鍛錬する技術は、事業の起案を作成する作業にそのまま転用可能な能力だというわけです。

かくいう私は、その研究史整理を苦手としておりました。しかし、公務員としての日常を過ごしながら起案の作業とも向き合うなかで、少しではありますが、整理が上達したように感じております。これまで学んだことを活かせる、あるいは学び足りなかったと思うところを伸ばせる環境にいるという点においては、いまの境遇も恵まれているのではないかと思う次第です。

このように、古文書の様式や機能に関する知識、先行研究の整理や、収集したデータの整理・分析といった作業、また起・承・結の構成を組み立てて文章をまとめる能力といったものは、公務員の日常業務にも直結していきます。つまり、文学部史学科などに所属して日本史を学びながら、

将来は公務員となることを志望する人は、いま取り組んでいる勉強が、志望する仕事にそのままつながっていきまので、どうぞこのままそれを継続し、さらに発展させていただきたいと思います。

歴史や文学などに関する素養を既に身に付けている人に文書作成の実技を教えても、それは比較的容易に身に付くようです。なんとすれば、そういったものは研究対象ですらあったからです。これが逆に、文書作成に関する実技に練達していても、歴史や文学には疎いという人に、後からその素養を叩き込もうとしても、かなり困難なようです(多忙な公務員は、業務以外に教養を身に付けて伸ばす機会には、さほど恵まれているとはいえないからです)。

そういった意味においても、歴史や文学などを、実学に「あらず」と称するような一部の風潮に対しては、ささやかながら、しかし正面から反論したいと思う次第です。

以上、着任初年度ではありますが、公務員の学芸員として日常を過ごすなかで気付いたことを、日本史の分野に引き付けて簡単にまとめてみました。執筆の機会を与えていただきました野口実先生、編集をご担当いただきました佐藤亜美氏に御礼申し上げます。

宮城県の文化財保護行政に携わって

滑川 敦子

東日本全域に未曾有の災害をもたらした東日本大震災の翌年の平成二十四年四月、宮城県職員（学芸員）として就職することになった。この五年間、全国各地の学芸員採用試験を受け続け十度目の正直である。十三年間住み慣れた京都を離れるのはとても心許なかったが、念願の就職だったため喜び勇んで仙台に引越した。

宮城県入庁後、最初に籍を置いたのが東北歴史博物館（多賀城市）であった。当館は、昭和四十九年に設置された東北歴史資料館を廃止して、平成十一年十月に新設された博物館である。近隣には古代・中世における陸奥国の政庁跡である特別史跡多賀城跡附寺跡があり、東北の歴史文化を身近に体感できる場所が私の職場となった。当館には三年間在籍したが、展覧会の企画運営・教育普及活動など多くの事業に携わった。

しかし平成二十七年四月、私は宮城県教育庁文化財保護課（現文化財課）に異動になった。よって本稿では、当該に異動してから現在に至るまでに経験してきた私の職務に

ついて紹介したいと思う。

今更言うまでもないが「文化財」とは、歴史・芸術・学術・観賞などの観点から価値の高い有形文化財（建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的遺産）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術その他の無形の文化的遺産）、民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術、これらに用いられる衣服・器具・家屋ほか）、記念物（貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅その他の遺跡、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地、動物（生息地・繁殖地・渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然現象が発生している土地を含む）、文化的景観（地域の人々の生活・生業、当該地域の風土により形成された景勝地）、伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群）である（文化財保護法第二条第一項参照）。

私が所属する当課保存活用班が、これらの文化財の保存

活用を担当する。そのなかで私は、平成二十七年年度から二十九年度までは無形文化財・民俗文化財及び記念物（史跡）、平成三十年年度からは美術工芸品を担当している。博物館において有形文化財のなかでもほんの一部しか扱っていない私にとって未知の分野との遭遇であったが、専門外の文化財に親しむきっかけにもなった。

とりわけ配属当初から三年間保存活用に携わってきた無形文化財・民俗文化財は、私に多くの学びや気づきを与えてくれた。前述したように、当該文化財は形あるモノ（有形）ではなく、人々が代々受け継いできた技術や慣習、芸能という形なきモノ（無形）である。それゆえに有形文化財以上に伝承主体である人が強く関わってくるのだが、その最大の問題が後継者の育成である。特に民俗芸能においては、若い世代が進学や就職で地域を離れるために過疎化が進み、その上伝承者が高齢になり存続が危ぶまれるという事態が生じている。何度か関係自治体を通じて相談を受け、実際に現在伝承している方々にお会いして話を聞くこともあり、文化財を守り伝えていくことの厳しさを実感した。

そうした文化財の存在を広く知らしめ、その伝承・保存に寄与する取り組みの一つとして、北海道・東北ブロック民俗芸能大会がある。当行事は毎年北海道および東北六県



柳生心眼流演武上演会広報物

が持ち回りで開催し、各道県の代表として選出された民俗芸能が一堂に会し上演を行うものである。平成二十七年年度は宮城県で開催され、私は主担当としてその準備・運営に携わったが、そのプロセスのなかで文化財の情報発信や普及啓発に力を入れてみたいと考えようになった。

その翌年度に取り組んだのが、宮城県指定無形文化財「柳生心眼流甲冑術・甲冑柔術」の記録作成である。当文化財は、江戸時代初期に仙台藩土竹永準人が柳生但馬守宗矩に師事し奥義を極めたと伝わる総合武術で、全国に伝播していったが本県では江戸時代後期に登米地方（宮城県北部）にもたらされ、現在新田柳心館が伝承している。昭和五十

六年（一九八一）に本県指定無形文化財に指定されたものの、当文化財の記録作成は未着手であった。ゆえに、文化庁の国庫補助事業（文化遺産を活かした地域活性化事業（文化芸術振興費補助金））を活用して当該事業を立ち上げた。

秋から冬にかけて記録映像の撮影を行ったが、その過程で今回撮影した映像を公開するとともに、実際の演武を多くの方々に見ていただく機会を設けてみてはどうかと考えた。ダメ元で伝承団体の方々に相談したところ快諾いただき、その準備に取りかかった（団体は正月返上で稽古に励んだようである）。準備においては、昨年度の民俗芸能大会開催の経験が活かすことは言うまでもなく、二月初めに「宮城県指定無形文化財 柳生心眼流甲冑術・甲冑柔術演武上演会」を開催した。広報活動にも力を入れたこともあり、当日は満席になるほど多くの方々が来場し、テレビや新聞などマスコミの取材もあった。初めて見る方が多かった一方で、本県の文化財の理解を深めてもらうきっかけにもなった。また後日、伝承団体である新田柳心館の代表者の話によると、この上演会を見て二十代から三十代の男性が三人入門したとのことである（なおこの時入門した三人は現在も続けている）。

県内に伝わる文化財の情報発信や普及啓発に取り組むなかで、日本の文化財保護行政自体大きく変わろうとしている。

た。それが「文化財の観光活用」であり、その一環として日本遺産認定制度が創出された。日本遺産とは、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」を日本遺産（Japan Heritage）として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組」である。

本県では、平成二十八年度に「政宗が育んだ『伊達』な文化」（認定地域は宮城県・仙台市・塩竈市・多賀城市・松島町）が県で初めて日本遺産の認定を受けた。この日本遺産は、当代一の文化人としても名高い仙台藩初代藩主伊達政宗が、伊達家伝来の文化的素養をベースに、京都・大坂の桃山文化やヨーロッパから流入した南蛮文化を取り入れながら、宮城の地に独自の文化（『伊達な文化』）を華開かせ、そうした政宗の心意気は子孫である歴代藩主ひいては庶民にも受け継がれ、今の宮城の人々の生活に息づいているというものである。このストーリーを構成する文化財は五十一件あり、その種類は建造物・美術工芸品・史跡・名勝・無形民俗文化財・工芸技術など多岐にわたる。

日本遺産に認定されると、日本遺産の整備のための補助金が三年間支給されるシステムになっている。平成二十八年度から三十年代まで、広報物（ポスター・パンフレット・パネルなど）の制作やストーリーガイドの養成、各構成文



日本遺産シンポジウム広報物

化財説明板の設置などを行い、日本遺産の情報発信・普及啓発に取り組んだ。

そのなかで私が主体的に取り組んだものとして、認定記念シンポジウムの開催と女性向けパンフレットの制作がある。今思えば、この二つの取り組みは私にとって「冒険」でもあった。

シンポジウムという点、そのテーマや趣旨に沿った講演やパネルディスカッションをするという形式が想定されるが、日本遺産を県内外・若者男女問わず広く知らしめたいと考えた時、従来のような形式のシンポジウムでは一部の歴史ファンや文化財ファンしか集まらない。そこで提案し

たのが、学識者と著名人のトークショーであった。日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」のストーリーに関わる文化財をパワーポイントで眺めながら、学識者が著名人に解説し、その魅力を語り合うというものである。このトークショーには、伊達政宗研究の第一人者で元仙台市博物館長の佐藤憲一先生、NHK大河ドラマに出演多数の経歴をもつ俳優の村上新悟氏、歴史好きアイドル（通称歴ドル）として全国各地の歴史イベントに出演されているタレントの小日向えり氏に出演いただいた。お三方には、私が書いた台本をベースにトークを進めていただいたが、村上氏・小日向氏ともによく勉強して臨んだだけに、自身の感想を織り交ぜながら、当日本遺産の魅力を語っていただいた。私たちのような文化財専門職員が語る以上に、聴衆に響いたようである。

女性向けパンフレットの制作は、昭文社発行の旅行ガイドブック「ことりつぷ」シリーズから着想を得たものである。この企画は、宮城学院女子大学現代ビジネス学部宮原育子教授ゼミの学生と一緒に制作したもので、編集会議は関係自治体の担当者のもとより、ライター・デザイナー、印刷業者にいたるまで全て女性で構成した。学生たちには、女性目線で行きたいと思う構成文化財をセレクトしてもらい、取材してもらった。また各構成文化財の管理に携わ



伊達な文化に恋をしてパンフレット

る方々（こちらも全て女性）にインタビューし、パンフレットに掲載した。制作にあたり私が文化財の説明を書いて学生たちに読んでもらったが、「分かりにくい」「むずかしい」と一蹴され、伝えることの難しさを痛感したのも事実である。試行錯誤しながら制作したのが「女子旅手ならい帳」。伊達な文化に恋をして……である。女性がバックにいれやすい大きさや軽さなどを考慮して制作した、女性のための女性による日本遺産紹介パンフレットである。後日、地元の情報番組で紹介され、制作に携わった学生たちはテレビクルーと一緒に構成文化財を訪れてロケをしたという話を聞いた。

以上、私自身が現在携わっている宮城県文化財保護行政について簡単ながら述べてきた。エッセイという性格上、多少少くだけた表現になってしまったがお許しいただきたい。

昨年四月に文化財保護法が改正され、今後文化財は保護だけではなく活用にも力を入れることが明文化された。それを受けて、都道府県は「文化財活用大綱」、市町村は「文化財活用地域計画」の策定が求められるようになり、本県も今年度から策定準備に取り組んでいる。今回の法改正には賛否両論あるが、文化財を永く守り伝えていく上で保護も活用も必要な取り組みである。大切なのは、文化財の保護と活用に介在する人同士の相互理解であると考えている。私たち文化財保護行政に携わる職員が、文化財の管理に携わる所有者と文化財に親しむ人々の橋渡しをしていくことが使命だと考えている。そのなかで私自身が取り組んできた文化財の情報発信や普及啓発が、この役割の一端を担えるようより一層精進していきたい。

歴史家大森金五郎とその周辺 素描

山本 みなみ

現在筆者の勤務する鎌倉歴史文化交流館は、二〇一七年五月に開館した市の施設である。鎌倉市内で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介し、最新の発掘調査の成果をふまえた企画展も行なっている。また、プロジェクトシンマッピングを使った最新の映像展示や、永福寺をVR（バーチャル・リアリティ）で体験できるコーナーもあり、鎌倉の歴史を五感で味わうことができる。

交流館では、今後、鎌倉研究を牽引した研究者に関する展示を予定しており、大森金五郎書簡（交流館所蔵）を陳列する。これに先立ち、大森に関する調査を進めているが、この度、『紫苑』に執筆する機会を得、調査成果を備忘録としてまとめておきたいと思う。

大森金五郎（一八六七―一九三七）は、鎌倉の基礎研究、とくに源頼朝研究を牽引した歴史家である。千葉県の生まれで、明治二十七年（一八九四）に帝国大学（現東京大学）文科大学国史学科（第二回生）を卒業した後、同三十年に

第一高等学校講師、同三十二年～大正八年（一九一九）に学習院教授をつとめ、その後、明治大学、早稲田大学、国学院大学などで教鞭をとった。明治三十一年（一八九八）には日本歴史地理研究会の創立に関わり、晩年には「頼朝会」を主宰して『頼朝会雑誌』の刊行に尽力した。著書に、『武家時代之研究』『日本中世史論考』『日本読史年表』のほか、『かまくら』など鎌倉史跡の案内書もある。まさに鎌倉と一心同体の生涯を送った歴史家であるといえよう。

若き日の大森と久米邦武・田中義成

明治二十四年（一八九一）、帝大教授の久米邦武は論文「神道ハ祭天ノ古俗」を発表した。論旨としては、神道の儀式形態など神道の歴史的性格を検討し、神道は東洋一般に行われる祭天の古俗にすぎないという見解を述べたものであるが、翌年、これが神道家の反感を買い、ついに職を追われた。この一件は、学問の自由に関わる明治の国家体制下の政治的な事件であるが、大森はまさにこの時、帝国大学

の学生であった。

のちに大森は、亡き久米を偲んで、この一件を回顧している。^②明治二十五年（一八九二）三月五日、大森は紙面上での久米に対する批判が日に日に激しくなる事態を受けて、久米の自宅を見舞った。このとき、久米は同月四日付で文部省から出された非職を命じる辞令書を見せ、これで一先ず落着いたなどと語ったという。翌六日、久米の処分を不当と考え、この一件が大学の尊厳に関わる重大問題であると考えた大森ら学生五名は、菊池謙二郎の発議で、加藤弘之総長のもとを訪れた。結局、面会が叶ったのは七日で、外部からの圧力に屈し教授を処分した加藤の失態を責めている。しかし、加藤は、久米を処分したわけではなく、大学の都合で当分用事がないゆえ非職を命じただけである。今後、久米の復職も可能である。よって、大学の尊厳に関わることはないなどと弁明した。かなり無理のある釈明であるが、加藤に久米を擁護する気はなく、あくまで一学生にすぎない大森らは帰らざるを得なかったようである。久米の復職が実現するはずもなく、早くも翌八日には、学生たちによって久米の慰労会が開かれ、当然、大森も出席している。同月三十日頃、久米は辞職願を提出し、大学を去った。

久米亡き後、大森が追悼文の筆を執っていることから

わかるように、大森が久米を慕っていたことは間違いない。また、大森は重野安繹や星野恒ら帝国大学国史科の同僚や大半の学生が久米を擁護することなく沈黙を守るなかで、久米の処分を不当と考え、大学の尊厳を憂慮した数少ない学生であったといえよう。

ところで、大森らがいかなる意味で「大学の尊厳」といったのかを考察することには意義がある。^⑤この問題を考えるうえで注目されるのが、久米の事件と相前後して起こった田中義成の去就をめぐる一件である。すなわち、久米が非職処分を受ける前日、田中は助教授に抜擢されたが、この任用をめくり揉め事が生じた。大森のほか菊池謙二郎、中山再次郎ら国史学科の学生たちが、歴史課の写字生より始まる田中の履歴に不帰依を唱えてストライキを起こし、これがために田中は職を辞し、講師心得という妙な名称の地位にいることとなったのである。田中は、数年後にもとの助教授に復活し、やがて教授となったが、田中にとってはこの上ない屈辱的な事件であった。

辻善之助の回想によれば、菊池ら学生たちは、文科大学書記から助教授になるとはけしからぬとか、或いは大学出身でない者の講義には出ないなどと主張して、田中の任用に反対したという。一方、田中は講師心得となった後、大いに奮起して、講案に力を注いだため、その講義内容は以

前に比べて、目立ってよくなったという。⁷⁾

大森ら学生たちは、久米の進退を気にかける一方で、学歴のない田中に対しては受講を拒否するという学歴差別者ともとれる行動をとったわけである。先行研究は、こうした彼らの行動の裏に強烈なエリート意識を読み取り、彼らにとっての大学の尊厳とは学問の自由というよりも、無学の民衆に左右されずに自己の方針を決定することができるという「特権的組織の力」を意味していたと指摘している。⁸⁾ただし、田中の一件については、久米事件の直後という複雑な状況も考慮すべきである。大森は久米を慕っていただけに、久米を積極的に擁護しなかった大学に対して不信感を募らせていたに違いない。少なくとも、大森らが久米の処分を受けて憂慮した「大学の尊厳」とは、学問の自由を意味したと考えてよいのではないだろうか。

喜田貞吉の回想によれば、田中の講義は大変立派で、不帰依を唱えていた連中も全く敬服したと、よく大森が語っていたという。¹⁰⁾大森にとって、田中との一件は、青年時代に犯した過ちであり、このうえない悔恨として後年まで記憶に留まっていたのである。

夏目漱石との交流

大森は、日本近代文学を代表する文豪夏目漱石（一八六

七〜一九一六）と交流のあつた数少ない歴史学者でもあつた。大正三年（一九一四）十一月二十五日、漱石は学習院輔仁会において、近代個人主義と人格に関する講演を行なっているが、ここに学習院教授であつた大森も出席していた。漱石は、この講演のなかで大森とのエピソードを披露している。長文となるが、引用したい。¹¹⁾

此席に居られる大森教授は私と同年か又は前後して大を出られた方ですが、其大森さんが、かつて私に何うも近頃の生徒は自分の講義をよく聴かないで困る、どうも真面目が足りないで不都合だといふような事を云はれた事があります。其評は此学校の生徒に就いてではなく、何処かの私立学校の生徒についてだつたらうと記憶してゐますが、何しろ私は其時大森さんに対して失礼な事を云ひました。此所で繰り返していふのも御恥づかしい訳ですが、私は其時、君などの講義を有難がつて聴く生徒が何処の国にあるものかと申したのです。尤も私の主意は其時の大森君には通じていなかったかも知れませんが、此機会を利用して、誤解を防いで置きますが、私どもの書生時代、あなたがたと同年輩、もしくはもう少し大きくなった時代、には、今の貴方がたより余程横着で、先生の講義などはほとんど聴いた事がないと云つても好い位のものでした。

勿論是は私や私の周囲のものを本位として述べるのでありますから、圏外にゐたものには通用しないかも知れませんが、何うも今の私から振り返つて見ると、そんな気が何処かですやうに思われるのです。

現に此私は上部丈は温順らしく見えながら、決して謙義などに耳を傾ける性質ではありませんでした。始終意けてのらくらしてゐました。其記憶をもつて、真面目な今の生徒を見ると、何うしても大森君のやうに、彼等を攻撃する勇気が出て来ないのです。さう云つた意味からして、つい大森さんに対して済まない乱暴を申したのであります。今日は大森君に詫まる為にわざ／＼出掛けた次第ではありませんが、序だからみんなのゐる前で、謝罪して置くのです。

漱石は、大森の一つ下の学年にあたるが、会話の内容から、冗談を言い合えるような親密な関係を築いていたことが窺われる。

この他、漱石と大森の関わりを窺わせる史料として、明治三十六年（一九〇三）十一月三日付の絵はがきがある。

ドイツ語学者の菅虎雄宛に送られたもので、「御健康を祈る」の一文を添えて、漱石をはじめ大森・芳賀矢一・狩野享吉・大塚保治ら九名が連署を加えている。菅虎雄（一八六四～一九四三）は、東京帝大独学部を卒業後、熊本の第

五高等学校教授となり、明治三十四年（一九〇二）より昭和七年（一九三二）に第一高等学校の教授をつとめた人物である。明治二十七年（一八九四）には、精神衰弱となつた漱石に鎌倉の円覚寺を紹介したり、同二十九年には松山中学から第五高等学校に招くなど、二年後輩の漱石に目を掛けていた。また、能書家としても知られ、漱石の墓碑銘は彼の手になるものである。一方、大森との具体的な交流は不明であるが、大森も明治三十年（一八九七）には第一高等学校の講師を勤めており、何か交流があつたのかもしれない。

いずれにせよ、出身大学を同じくする漱石と大森は旧知の仲であり、複数の交流のあつたことが確認される。周知の通り、漱石は鎌倉円覚寺に入つて参禅したり、一時、流産を経験した妻鏡子を鎌倉材木座の別荘で療養させるなど、鎌倉との縁の深い人物でもある。その漱石が、鎌倉研究に勤しむ大森と交流のあつたことは興味深い。大森は、漱石とは異なり、平凡な学者人生であつたが、その研究は今日の鎌倉研究の礎となつている。最後に、大森が学界に与えた影響として『日本読史年表』の刊行に触れたい。

『日本読史年表』の功績

大森の代表的な研究書として知られるのが『武家時代之

研究』である。平将門の乱から鎌倉幕府の成立に至る内乱の政治過程を、古記録を駆使しながら、厳密な歴史事実を確定することに重きを置いて叙述している。安田元久は、本書について「いわゆる武家時代の研究の基礎的業績として学界に高い評価を生み、後代の研究に貢献するところが多い」と高い評価を与えている（『武家時代之研究』『国史大辞典』第一二巻）。ただし、関幸彦氏も指摘するように、大森は歴史家として論よりも実を求める姿勢を有したため、卓越した斬新な研究方法に基づいた新たな武士研究を提示することはなかった¹⁵。

大森の著書のうち、学界の発展に貢献したという点からいえば、『日本読史年表』を置いて他にない。本書は、明治三十六年（一九〇三）に初版が発行され、昭和三年（一九二八）四月まで増補訂一〇版を重ねている。長さ十七センチ、幅九センチ、二四五頁ほどのもので、手軽に携帯できる利便性を備えていたことから、広く学界に愛好者をもった¹⁶。

考古学者で、のちに東京大学教授を務めた斎藤忠は、昭和四年（一九二九）四月に東京大学文学部国史学科に入學した際、必ず参考書として購入することを求められ、いわば国史学科の指定図書でもあったという。大きさも手頃で、事項も簡潔にまとめられていることから、斎藤も演習の時

には必ず座右において利用したようである¹⁷。

また、戦後の日本古代史研究の泰斗である岸俊男は、入學当初、恩師中村直勝から自分の研究に適した年表を作成するよう勧められ、一例として余白の多い『日本読史年表』に自分で調べたことをいろいろと書き込んで、オリジナルの年表を作ることを教えられたという。このとき、岸は探し求めて試みたものの長続きはしなかったが、戦後、古代文献史料を年表風にまとめる作業に取りかかった。こうした作業が処女論文「古代村落と郷里制」となって結実するというから興味深い¹⁸。

『日本読史年表』は、若き学生たちが一般的な歴史事実を把握し、独自の研究の道へと羽ばたいていくための必携書であったといえよう。今日の研究水準からみると、大森の武士研究は近代実証史学の域を出るものではないが、優れた歴史年表を刊行し、多くの研究者がその恩恵に浴したことは、歴史家大森を論じるうえで特筆すべき功績である。以上、調査段階の拙い内容ではあるが、大森金五郎とその周辺を素描してみた。若き日の大森が大半の大学関係者が沈黙を守るなかで、大学の尊厳を憂慮し、菊池と相並んで中心的な役割を果たしていたことは、新たな発見であった。また、『日本読史年表』が後代の研究者に影響を与えている点も見逃せない。

大森の交友関係や頼朝会の運営状況など、取りくむべき課題は多い。今後も調査を進めていきたい。

注

- (1) 久米事件の概要については、佐伯有清『「史海」と久米邦武』(『名著サプリメント』第二巻第二二号、一九八九年)、同『神道は祭天の古俗』事件』(『新訂版』歴史家久米邦武』久米美術館、一九九七年)、松沢裕作『重野安禪と久米邦武』(山川出版社、二〇二二年)を参照。
- (2) 大森金五郎「故久米邦武先生を憶ふ」(『歴史地理』第五七巻四号、一九三一年)。後に、上田万年監修『国学者伝記集成』続編(一九三五年)五二一〜五頁に再録。
- (3) 非職とは、今でいう休職のことである。官吏としての身分はあるが、職務のない状態である。詳しくは、竹内光浩「久米邦武事件」(『歴史評論』第七三二号、二〇一一年)を参照。
- (4) マーガレット・メール著・千葉功/松沢裕作訳者代表『歴史と国家』(東京大学出版会、二〇一七年)一六四〜九頁。ただし、明治二十五年三月二十九日付けの重野安禪宛の久米書状によれば、久米は重野から諭旨免官の文例の教示を受けていた(小島廣次「歴史学者の辞職と就職の手紙」(『日本歴史』第四四号、一九八五年)。
- (5) 秋元信英「久米邦武事件三題」(『日本歴史』第四七五号、一九八七年)。マーガレット・メール前掲注(4)著書一六五頁。
- (6) 菊池健二郎の事績については、森田美比『菊池謙二郎』(耕人社、一九七六年)があるが、久米や田中の事件には触れられていない。
- (7) 辻善之助「思ひ出づるまゝ、」(辻善之助先生生誕百年記念会編『辻善之助博士自歴年譜稿』統群書類従完成会、一九七七年。初出一九四七年)一三二頁。
- (8) 前掲注(5)秋元論文。
- (9) 前掲注(4)マーガレット・メール著書。
- (10) 秋元信英氏・マーガレット・メール氏は、久米事件を語る史料として、辻善之助「思ひ出づるまゝ、」を挙げるが、事件の詳細は喜田貞吉の回顧録にもみえている。喜田貞吉「六十年の回顧」(喜田貞吉著作集第一四巻 六十年の回顧・日誌』平凡社、一九八二年、初出一九三三年)八五頁を参照。
- (11) 夏目漱石「私の個人主義」(定本『漱石全集』第十六巻 評論ほか、岩波書店、一九九五年)。
- (12) 大森が大学でどのような講義形態をとっていたのか、具体的な内容は未詳である。ただし、東洋考古学の基礎を築いた原田淑人の回想によれば、第一高等学校における大森の東洋史の授業は、桑原隆蔵著の『中等東洋史』上下二冊を読み下す程度であった。原田は、本書によって東洋史の概念を得ることができたと語るが、読み下す程度の講義であったならば、漱石の指摘は強ち間違っていないかったのかもしれない。「学問の思い出 原田淑人博士」(東方学会編『東方学回想』Ⅲ学問の思い出(1)、刀水書房、二〇〇〇年。初出一九六三年)参照。

また、古文書学の泰斗である荻野三七彦は、かつて早稲田大学で大森の古文書学の講義を受けていたが、後年に「大森さんの授業なんて講話みたいなものだよね」と辛辣な批判を加えている（『古文書研究』第二十号記念座談会「古文書学会の誕生まで、あれこれ（上）」、『古文書研究』第二〇号、一九八三年）。ただし、荻野は、学生時代の昭和三年（一九二八）に『椿葉記』に関するレポートを大森に提出したところ、あまり良い点を貰えなかったというから、荻野の大森評は少し割り引いて考える必要がある。河野昭昌「編集を終えて」（荻野三七彦『日本古文書学と中世文化史』吉川弘文館、一九九五年）四八〇頁参照。

(13) 『漱石全集第二十二巻 書簡上』（岩波書店、一九九六年）書簡番号二九一。

(14) 菅虎雄については、亀井高孝『葦蘆葉の屑籠』（時事通信社、一九六九年、二五六～六六頁）参照。また、漱石については、『夏目漱石集』（明治文学全集五五、筑摩書房、一九七一年）の年譜を参照した。

(15) 関幸彦『武士団研究のあゆみ 第一部（戦前編）』（新人物往来社、一九八八年）一二七～一三〇頁。

(16) 平泉澄は、読史年表の第七版が再版された折、小形で携帯にも翻閱にも手頃な点、一頁十年と一定して年数の計算に便利な点、記事にほとんど誤謬のない点をあげ、本書を推賞している（『史学雑誌』第三四卷六号、一九六七年）。

(17) 斉藤忠『茨城県史年表』の刊行によせて 大森金五郎『日本読史年表』を想う（『茨城県史研究』第七八号、一九三五年）。

(18) 岸俊男「古代史への旅立ち」（『以文』第二七号、一九八四年）。

中世荘園制の研究史と下野国仲村庄

鹿子畑 瑞 季

はじめに

今回取り上げる「荘園」は一九六〇年代から一九七〇年代の中世史研究の中心テーマである。これまでの多くの研究や議論のすべてを把握し、理解することは現在の私には到底不可能であるが、今後の研究に生かせるように僅かながらではあるが、ここでは主要な論文と近年の荘園制研究の主流である立荘論についてみていくことを目的としたい。また、一九七〇年後半までの研究によって、個別荘園の詳細が明らかとなり、各自治体史にも研究が生かされている。本論でその中で、近衛家領の下野国仲村庄について近年の研究からまとめていくこととしたい。

一 荘園制の研究史

(一) 荘園の一般的理解

荘園は、八世紀から十六世紀まで存在した土地所有形態であり、個々の荘園は地域や所有体系により内部構造は大きく異なっている。

日本史の教科書においても荘園は取り上げられており、一国は荘園と公領から形成されること（荘園公領制）や、開発領主が所有の税負担を逃れるために領家に寄進し、さらにまた上位の本家に寄進してできた寄進地系荘園がある。

(二) 今までの荘園制研究

ここからは、川端新氏・高橋一樹氏・鎌倉佐保氏にまとめられた研究の流れから一九七〇年代までの研究史の一部を追っていきたいと思う。¹⁾戦前から戦後まもなくの荘園研究は、自墾地系と寄進地系の二類型で、古代から中世にかけての荘園を連続したものと考えていた。そのなかで石母田正氏が、荘園制を古代的律令制社会から中世封建制社会に至る過渡期的性格を持つ社会体制と位置付けるとともに、畿内近国と辺境、寺領荘園と公家領荘園、「初期荘園」からの系譜と在地領主からの寄進ということを示した。

一九五〇年から一九六〇年にかけては、領主制の政治史的・制度史の研究が発展し、荘園や国衙領に関する具体的

実証的研究が進展していくこととなり、別名制や郡司職・郷司職などの公権に依拠した領主制の展開が基本的認識になっていく。さらに、荘園制に過渡的の性格を持つという石母田氏の研究を受け継いだ永原慶二氏と荘園の三類型を示した村井康彦氏があらわれた。

永原慶二氏の研究には、一九〇六年に出された中田薫氏の寄進地系荘園についての学説が大きく関わってくる。川端新氏によると永原慶二氏は寄進地系荘園の荘園領主権は国衙支配を継承したものであり、基本的な莊務権は荘園領主に属し、在地領主の権限が強いものではないとし、在地領主の領主権を限定的に把握したことで、初めて中田説を批判するものであったが、職の体系における自家の優位を公権の委譲と説明し、中田論を払拭できていないと述べている。^②鎌倉佐保氏は「寄進地系荘園」の形成過程や「職」の体系の理解は、封建制成立論から国家権力との関連を含める全構造的に把握するきつかけとして^③いる。

村井康彦氏は荘園の構造と時期の差異から墾田地系荘園、雑免系荘園、寄進地系荘園という三つの類型を出している。その後、小山靖憲氏は荘園の景観に依り初期荘園、免田・寄人型荘園、領域型荘園の三類型を示している。川端氏は領域型荘園の形成が十一世紀から十二世紀を画期として^④いる点に注目している。

一九七〇年代の中でも特に主要な学説として網野善彦氏の「荘園公領制」概念の提起が挙げられる。荘園公領制とは、ほぼ十一世紀から本格的な形成期にはいり、太閤検地によって基本的に終止符がうたれた土地制度であり、荘園・公領はどちらも国家的、私的な性格をもち、どちらかが欠けても成り立たないとする論のことである。^⑤川端新氏は荘園と公領が並ぶ中世の国制の一環として捉え、荘園制研究を国家論に高める視点を提示したと注目し、^⑥鎌倉佐保氏も同様に単に荘園そのものの国家的性格というだけではなく、荘園・公領を中世国家の基盤である国制として捉え、その性格を明確にしたことが重要なことであり、その後の研究に大きな影響を与えたとしている。^⑦高橋一樹氏は、荘園の公的性格を成立過程論ではなく別の方法で証明したが、「荘園公領制」論のあいまいな定義の中に「寄進地系荘園」論は包摂され、寄進の内実をめぐる論点の拡散と行き詰まりが解消されないままである。と述べている。^⑧ここまで一九七〇年代までの総括としては、網野善彦氏が提唱した荘園公領制と工藤敬一氏の「荘園制の展開」に集約されている。^⑨工藤敬一氏の論文には、鳥羽院政期中世荘園体制の原型の形成から荘園制崩壊までを荘園構造も触れつつ一九七〇年代までの研究でまとめている。^⑩

一九八〇年代以降は、税制史や国家財政、知行国制、地

域社会論、武士論なども関連し荘園研究は進み、一九九〇年代には川端新氏の立荘論が登場し、高橋一樹氏や鎌倉佐保氏も立荘論について研究がなされている。立荘論については次でとりあげる。

(三) 立荘論

近年の荘園研究の主流である立荘論についてみていく。これは川端新氏によって提唱されたものである。

川端新氏は、朝廷の主導する立荘、王家領・撰関家領の立荘事例をとりあげ具体的な立荘の状況を検討する中から荘園制成立史の再検討を行なっている。はじめに賀茂社領の立荘を取り上げている。賀茂社の荘園について佐藤泰弘氏が寛治四年（一〇九〇年）院・天皇による立荘を始点においているため賀茂社領の立荘を挙げたようだ。史料により寛治の賀茂社領の立荘は諸国の田畠を朝廷が一方的に選定したのではなく、賀茂社の申請をもとに設置されたと推測している。

またこの寛治の立荘に相次いで私領が寄進されていたことから、便補保の事情との親近性があるということを見出され、朝廷の意向に沿って始められたという寛治年間の賀茂社領と時期を同じくする便補保成立には密接な関わりがあることを明らかにした。立荘形態と十一世紀の朝廷政策

が関連し、この朝廷政策が荘園への移行の導火線となり、寄進の隆盛を促す一因にもなっているという見解を示している。

次いで、同時期の御願寺領の立荘を検討している。ここでは円光院領の近江国柏原庄と越前国牛原庄を比較している。近江国柏原庄は先に検討した賀茂社領と共通する立荘であるのに対し、越前国牛原庄は院・女院の縁辺によってつくりあげられた立荘であるとする。二つを比較した際の差異については官符の有無と相折料の決め方という二点が挙げられている。さらに近江国柏原庄の後は御願寺領が官符によって立荘がなくなっている点と、越前国牛原庄の立荘は白河院政の開始年であることから、院・女院の周縁部の人脈が荘園形成に大きな役割を与えている形態は、白河院政初期の段階から認められるとする。

次は王家領・撰関家領の立荘をみている。仁和寺宮覚法法親王家領阿波国篠原庄などの立荘から王家領荘園は免田や私領を中核として、ときに郡規模に及ぶ広大な荘園である領域型荘園であることが特徴になっており、十一世紀末に始まり、院政確立期には立荘文書を得たことによって領域型荘園が定着したとする。

川端新氏は以上のように立荘の詳しい実態を明らかにし、寄進という行為が立荘全体の中で一つの要素であるに過ぎ

ず、中世荘園の形成は「地の底から湧き上がるような所領寄進の連鎖」を「都市の領主が受け止め」たとされるような一方通行のものではなかったと述べている。¹¹⁾

さらに永原慶二氏の荘園内部での上位優位を説明しながらも、中田説の枠内に収まっていたとする川端新氏の永原説の批判は、この上位の優位性は荘園制成立期における領主権のあり方からみて明らかであるとしている。立荘と職の成立関係において王家領・撰閥家領としての立荘により預所職・下司職が創出される。預所職は本家から荘務を委ねられて荘園を知行し、立荘仲介者が補任され、下司職は現地に密着する形で荘務に関わる職である。下からの寄進に起点を置く寄進地系荘園ではなくて、王家領または撰閥家領としての立荘は、荘園領主側だけに限れば本家(王家・撰閥家領)と、本家が補任する預所職、を荘園領有の基本構造とした。この結果から、職の補任・改替の権限は本家に属し、領家の優位に立つことは荘園制成立の構造からみたら当然のこととしている。¹²⁾

高橋一樹氏の知行国制と立荘との関係に注目した研究においても寄進と立荘は分けて考えられるものであり、立荘は寄進と王家の御願寺や国家的仏事の諸経費の調達とが結びつき可能になることが示されている。¹³⁾鎌倉佐保氏は私領からと荘園形成への発展を、私領の諸形態から考え、従来

の私領や荘園の券契を吸収し、さらに新たに形成された私領も吸収しながら、所領単位として立券され成立したことを述べている。¹⁴⁾この様な立荘論が現在の荘園研究である。

二 下野国仲村庄

仲村庄は、史料の制約に依り、立荘や寄進主体などについては明らかにされていない。荘域も明確にはわからないが、現在の栃木県真岡市西南部の旧中村地区を中心に五行川の西岸、鬼怒川との間の洪積台地上に所在した荘園とされている。¹⁵⁾ここで特に大山喬平氏や川端新氏の研究で明らかとなった伝領の問題を中心にみていきながら仲村庄をまとめていきたい。

(一) 自治体史などにまとめられている仲村庄

この仲村庄が史料で初めて出てくるのは『吾妻鏡』文治四年(一一八八)三月十七日条で、平家没官領を記した注文の中には入っていないが、頼朝が知行してきたことが述べられている。ここには下野國中泉庄や同国塩谷庄も併記されており、中泉庄は文治元年十月に土佐房昌俊が頼朝から賜ったことが示されていることから、この三庄は既に頼朝の知行が及んでいたと考えられる。¹⁶⁾三庄が近衛家領の荘園であること、¹⁷⁾年貢を平棟範に送るように命じたことが

記されている。⁽¹⁹⁾ ちなみにこれらの莊園が近衛家領であることは建長五年（一二五三）十月の「近衛家所領目録」に記載されていることからわかる。⁽²⁰⁾ さらにこの「近衛家所領目録」からは仲村庄が一乗院前大僧正実信の相伝する所領であることが知られるが、仲泉庄と塩屋庄が仲村庄の中の別郷とされ、現在の地名から考えると地理関係がおかしなことになっているともわかる。「大乘院寺社雑事記」文明十一年（一四七九）の中に「別相伝領」として仲村庄がある。⁽²¹⁾ この「別相傳領」という記載に関しては『真岡市史』には、近衛家より一乗院が伝領した背景をもとにこのように記したと述べられている。その後の正応三年（一二九〇）十二月の近衛家基の関白就位に伴う臨時公事と「宝帳布」を負担した莊園の記載である「宝帳布所進諸莊目録」⁽²²⁾には、近衛家領としての仲村庄は消えている。

(二) 撰閲家領に関する論文からの仲村庄

ここからは義江彰夫氏⁽²³⁾、大山喬平氏⁽²⁴⁾、川端新氏の研究⁽²⁵⁾で用いられている史料である「簡要類聚抄」から仲村庄について述べていきたい。⁽²⁶⁾ 「簡要類聚抄」とは一乗院院主実信の周辺にいた法眼行賢によって十一世紀後半の文永から弘安年間ごろに作成されたもの⁽²⁷⁾で、主に実信の時代に焦点を当てながら一乗院について述べられた史料である。⁽²⁸⁾ 久野修

義氏と大山喬平氏によると『大乘院寺社雑事記』文明十一年五月十三日条と「簡要類聚抄」の莊園は写し違いはあるものの「行賢五卷記」は「簡要類聚抄」を指しているとする⁽²⁹⁾。実際に見てみると『大乘院寺社雑事記』文明十一年五月十三日条は「簡要類聚抄」をもとに莊園名だけ列挙したという印象をうける。

「簡要類聚抄」では仲村庄とその他四庄が実信に渡る由緒が述べられている。ここでは仲村庄に関わるところを挙げておく。⁽³⁰⁾

一 御門跡外知行所之事

（中略）

御領

大國彦菅日向 嶋津 揖斐^{美乃} 益田^{伊勢} 仲村^{下野} 西院^{山崎}

已上近衛殿御家領也、邦綱卿依年来之忠功法性寺殿御時可令子孫相伝之旨彼卿知行御家領等光雅卿^{實高}奉行被下御教書了、仍重邦朝臣大夫三位局別当三位局大納言^{實高}典侍局此等之子息等二分譲之処、別当三位局、^{實高}其跡大納言典侍依為重衡卿室家下向西国^{前カ}為普賢寺殿之御計皆被召上了、大夫三品□分庄、也、故僧正御房へ被讓進也、但故御所御妹御一服の姫君^{實高}大納言典侍の養君三人まいらせられて典侍一期の後、其跡^{實高}有御相伝て故御所へ御服所などの事沙汰しまいらせ給へしと云事

御計候処^三姫君御早世の間一向故御所の御進止^三成了、是則故僧正御房高運之至と其時の人口有之^{云々}、故御所の仰也

これによると、仲村庄は近衛家領であり、藤原邦綱が近衛家の祖である忠通から子孫相伝の地として賜り、邦綱から重邦、成子、邦子、輔子等の子息に分譲されたが、邦子は子孫がなく、輔子は西国に下向したことから近衛基通の御計によつて実信に相伝されたとある。この「簡要類聚抄」からみえる伝領に関しては大山喬平氏の研究に詳しい。

これらのことから、仲村庄の伝領を考えると、邦綱↓大夫三位局↓実信となり、邦綱は忠通期にこの地を与えられ、実信は基通からこの地を与えられたことがわかる。さらに言うならば、仲村庄が忠通期には既に存在していたということがいえるであろう。

(三) まとめ

(一)の自治体史などにまとめられている仲村庄と(二)撰関家領に関する論文からの仲村庄に関する知見を箇条書きでまとめると以下になるであろう。

- ・立荘についてはわからぬままであるが、仲村庄は院政期に関白をつとめた忠通の時代に既に存在していた。
- ・近衛家領であり、のちに一乗院実信に伝領された。

・実信に相伝するまでには邦綱から大夫三位局に伝えられた。

・正応三年までに近衛家領ではなくなっている。

・応仁文明の乱まで一乗院家領として存続していたかどうかは根拠がなく不明である。

おわりに

今回は僅かながら荘園制の研究史を追ってきたが、まだまだ勉強不足で重要な論文を読んでいなかったり、論の重要性が理解できていない。また、史料を見ていくことも不足しており、至らぬことだらけである。今後は自分の研究テーマにかかわる史料を読みこんでいくこととともに、先行研究に対する理解を深めていきたい。

下野国仲村庄はすでに栃木県史や真岡市史でまとめられていることをもとに義江彰夫氏や大山喬平氏や川端新氏で取り上げられていた「簡要類聚抄」で明らかになっている伝領をふくめ、まとめた。しかし、人物関係やこの時代の背景などをふまえた上での考察には至っておらず、その点は今後の課題である。

注

(一) 川端新「荘園制成立史研究の視角」(二) 荘園制成立史の研

- 究」思文閣出版、二〇〇〇年）。
- 高橋一樹「中世荘園制論の視角」〔『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年〕。
- 鎌倉佐保「荘園制研究の現状と課題」〔『日本中世荘園制成立史論』塙書房、二〇〇九年〕。同「荘園制と中世年貢の成立」〔『岩波講座 日本歴史6巻 中世1』岩波書店、二〇一三年〕。
- (2) 川端新「荘園制成立史研究の視角」。
- (3) 鎌倉佐保「荘園制研究の現状と課題」。
- (4) 川端新「荘園制成立史研究の視角」。
- (5) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」〔『網野善彦著作集 第三巻』岩波書店、二〇〇八年 初出は一九九一年〕。
- (6) 川端新「荘園制成立史研究の視角」。
- (7) 鎌倉佐保「荘園制研究の現状と課題」。
- (8) 高橋一樹「中世荘園制論の視角」。
- (9) 工藤敬一「荘園制の展開」〔『岩波講座5 中世1』岩波書店、一九七五年〕。鎌倉佐保氏「荘園制と中世年貢の成立」〔『岩波講座 日本歴史6巻 中世1』岩波書店、二〇一三年〕。において鎌倉氏は網野氏による「荘園公領制」と工藤氏の上記の論文が一九七〇年代の荘園制研究のひとつの総括と述べている。
- (10) 工藤敬一「荘園制の展開」。
- (11) 川端新「院政初期の立荘形態―寄進と立荘の間―」〔『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年〕。
- (12) 川端新「荘園所職の成立と展開」〔『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年〕。
- (13) 高橋一樹「中世荘園の立荘とその特質」〔『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年〕。
- (14) 鎌倉佐保「私領から荘園へ」〔『日本中世荘園制成立史論』塙書房、二〇〇九年〕。
- (15) 現在の地名から考えると「中村庄」という表記が妥当であり、『栃木県史』や『真岡市史』においても「中村庄」として取り上げられているが、史料上には「仲村庄」と出ていることのほうが多いため本稿ではこちらの表記であげていく。
- (16) 田沼隆「中村荘と伊達氏」〔『栃木県史通史編3 中世』栃木県、一九八四年〕。
- 田沼陸「真岡地方の荘園と武士」〔真岡市史第6巻 原始古代中世通史編』真岡市、一九八七年〕。
- 新川武紀「下野国」〔講座日本荘園史5 東北・関東・東海地方の荘園』吉川弘文館、一九九〇年〕。
- (17) 『吾妻鏡』 文治元年十月九日条。
- (18) 『吾妻鏡』 文治四年四月十日条。
- (19) 『吾妻鏡』 文治四年六月四日。
- (20) 『鎌倉遺文』 七六一二号。
- (21) 『大乘院寺社雜事記 7巻』 文明十一年五月十三日条。
- (22) 『鎌倉遺文』 一七五二三号。
- (23) 義江彰夫「撰閩家領の相統研究序説」〔『史学雑誌』 76—4、一九六七年、一—四五頁〕。
- (24) 大山喬平「近衛家と南都一乗院―「簡要類聚鈔」考―」〔岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』塙書房、一九八五年〕。

- (25) 川端新氏は「莊園所職の成立と展開」(『莊園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)。において「簡要類聚鈔」を史料としてあげている。「莊園所職の成立と展開」『莊園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)。で仲村庄の相伝についても触れられている。撰閥家領の相伝と近衛家の成立の研究は「撰閥家領莊園群の形成と伝領―近衛家領の成立―」(『莊園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)。で述べられている。
- (26) 京大文学部国史研究室『京大文学部国史研究室所蔵 一乗院文書(抄)』一九八一年。
- (27) 久野修義氏「京大文学部国史研究室所蔵 一乗院文書(抄)あとがき」。
- (28) 大山喬平「近衛家と南都一乗院―「簡要類聚鈔」考―」。
- (29) 大山喬平「近衛家と南都一乗院―「簡要類聚鈔」考―」・久野修義氏「京大文学部国史研究室所蔵 一乗院文書(抄)あとがき」(『京大文学部国史研究室所蔵 一乗院文書(抄)』一九八一年)。
- (30) 前掲注(26)の翻刻をここではあげている。
- (31) 大山喬平「近衛家と南都一乗院―「簡要類聚鈔」考―」。

「鎮西奉行」研究史 — 鎌倉初期の武藤氏を中心に —

佐藤 亜美

はじめに

鎌倉時代初期の鎮西支配について「鎮西奉行」というひとつの用語は、これまで佐藤進一・石井進・竹内理三・川添昭二・瀬野精一郎氏らによって研究が積み重ねられてきた。

平安時代末期、鎮西は平家の重要な勢力地盤であった。平家の鎮西進出は海賊追討に始まり、保元の乱の後に清盛が大弐となり、大宰府による対外貿易の権益を掌握したことによってさらに拡大した。いわゆる平家政権下、大宰府周辺地域の在地支配を担っていたのは原田種直・山鹿秀遠や松浦党といった在地武士たちであった。彼らが武家権門としての平家の軍事力の一翼を担う存在であったことは、壇ノ浦合戦の後、彼らが源頼朝によって厳しく処罰されていることから明らかである。^①

石井進氏は、この時代において、平家以外にも一門で大宰権帥・大弐を歴任した存在は見られるものの、遙任が普通であった大宰少弐に在地武士である原田種直が補任され

ているという点に平家による鎮西支配の特徴を見出し、^②られる。撰関期以来、大宰府の府官をつとめた大蔵氏の家督的存在として現地に強い支配力を行使していた原田種直を家人として編成し、それをもって府官の上司である少弐に補任したことは平家による大宰府把握の特質をよく示しているであろう。

壇ノ浦合戦後、鎌倉政権（以下、幕府と記す）による鎮西統治を担ったのは頼朝の代官として平家の追討にあたった源頼朝と、彼に従った和田義盛・千葉常胤ら東国武士たちであった。彼らは原田種直をはじめとする平家方勢力を撃破して大宰府を占領下においたのである。

源頼朝は管国での行為を訴えられ帰洛を命じられることになるが、彼の鎮西における行為は無論、関東の意思によるものであった。^③ 源頼朝は和田義盛に命じて鎮西武士の鎌倉御家人化工作を進めている。鎮西の在地武士たちが、抵抗することなくこれに応じたのは、彼らが古代的な荘園領主層と対立を続けており、新たな力を持ちつつあった幕府とい

う存在に、自らを解き放つてくれることを期待したからである。

幕府が鎮西の在地武士たちを支配下に置こうとする動きが、彼らの実情に即していたのだ。そのため、頼朝は平家に味方した有力武士たちを厳格に処罰した一方、弱小武士に対しては柔軟な態度で臨んでいる。

源範頼に帰洛が命じられたのち、頼朝は院序下文を帯した中原久経、近藤国平を特使として鎮西に下し、武士の非法狼藉を停止させている。

その後、頼朝と対立した義経に味方した勢力を掃蕩する目的も加わり、伊豆出身の御家人である天野遠景が「鎮西奉行人」として下向することとなる。⁽⁴⁾しかし、源範頼の場合と同様に、遠景の鎮西支配政策に対しても、社寺など荘園領主層から新儀非法に対する訴訟が頼朝のもとへ相次いでもたらされることとなり、遠景も解任されるに至る。

その後、鎮西奉行に就任したのは誰かという点については諸説が示されており、確定されるには至っていない。候補の一人として武藤資頼の名を挙げることが出来るが、彼が天野遠景の権限をそのまま継承した存在であったとは簡単に言い切れることは出来ない。そこで、本稿では、大宰府において少弐の地位を世襲し、のちに「少弐」を家名とするに至る武藤氏を中心としながら、「鎮西奉行」という存在について、主に瀬野精一郎氏の研究に学びながら考えてみ

たい。

一 鎌倉初期の武藤氏

武藤氏の出自に関しては、秀郷流藤原氏に発し、資頼の祖父景頼と父頼平が武者所に祇候していたことから「武藤」を姓としたという。この武藤氏の一族はもともと平家に従っており、頼平は武蔵国を知行していた平知盛の家人であったことから、目代として在国していた微証がのこされている。⁽⁵⁾頼平は治承四年（一一八〇）、頼朝が武蔵国を制圧した際にこれに服し、資頼は一ノ谷の合戦の際に平家に属して戦い、捕虜になっている。⁽⁶⁾ちなみに、川添昭二氏は『吾妻鏡』文治元年十月二十四日条に見える「武蔵小次郎」を資頼の事ではないかとの意見を示されている。⁽⁷⁾

その後、資頼は頼朝から厚免されて、御家人に連なることになるが、その理由について『吾妻鏡』文治五年正月十九日条には、次のような記載がみえる。

若君御方結構風流。摸大臣大饗儀。藤判官代邦通為有識。嘗此事。而近衛司可相交。平胡録光様。丸緒付様。

不分明之処。三浦介預囚人武藤小次郎資頼。へ平氏家人。監物太郎頼方弟。彼箭事。得故実之由發言。義澄求次。伺御気色曰内々雖可召仰之。若君御吉事也。為囚人淨

役之哉云々。仰曰。早所厚免也。可令沙汰之者。

若君（頼家）が大臣大饗の儀を模して饗宴を行おうとした際に、故実が分からなかった。その故実を資頼が知っており、それを注進したことから、資頼が厚免されたというのである。また頼平は「大蔵丞」という官職を有していたことが知られる。野口実氏は、これらのことを踏まえて、武藤氏が「貴族社会に基盤を有する吏僚として幕府御家人に登用された」と指摘されている。⁸⁾

なお、資頼の厚免の時期についてであるが、『続群書類従』所収の『武藤系図』によると資頼は梶原景時の召人になったことから、その婿となり、故実の一件の後に厚免されたことと記している。しかし野口氏は、資頼は三浦義澄に召預けになっていた際に故実の知識を買われ、それによって厚免されたのちに梶原景時の婿になったのだらうと推測されている。川添氏も資頼が関東御家人になった経緯について三浦義澄に預けられた後に故実の知識によって放免されたことと理解されており、『吾妻鏡』の記述から考えるに、そのようにとらえた方が自然のように思われた。

また前述した『武藤系図』は頼平の頼朝参向を治承四年段階とするが、頼平の頼朝政権下での活動が確認出来るのは建久二年（一一九一）からのことなので、頼平の放免と

登用は資頼と同時期と考えられ、この話は、後世に付け足された可能性が捨てきれない。⁹⁾

資頼は頼朝の家人となった後は重用されていることが『吾妻鏡』や『玉葉』からうかがわれるのだが、『吾妻鏡』建久六年三月十日条の東大寺供養のため石清水から下向する隋兵として名をつらねたのを最後に頼朝の周りから見えなくなることから、この頃、鎮西に下向した可能性が高い。¹⁰⁾

以上、鎮西下向前の武藤氏についてみてきた。そしてこの先に待ち受ける武藤氏の鎮西支配において注目したいのは、資頼が生粋の東国武士ではない吏僚的側面の強い武士であったという点ではなからうか。鎮西に下向した資頼は、次第に在地での勢力を広げていくのであるが、前述の通り、資頼を「鎮西奉行」ととらえるかどうかについては諸説がある。そのため、武藤氏が鎮西へ派遣される以前の鎮西奉行とはどのような権限を持っていたのかを、まずは考える必要があるだろう。

二 鎮西奉行天野遠景

頼朝が鎮西に派遣した天野遠景は、伊豆国田方郡天野郷を本貫地とする武士であるが、その出自については南家為憲流藤原氏とする説と、後三条源氏とする説がある。いずれにせよ、遠景は拳兵以前から頼朝や北条時政とは近い関

係にあった可能性が高い。また、鎮西下向と前後して頼朝や時政と所縁の深い公卿の藤原経房が大宰権帥に任命されていることにも注意が必要であるという¹¹⁾。

遠景の鎮西派遣の時期については、佐藤・石井・瀬野の先学三氏で意見の相違が見られる。佐藤進一氏は文治元年末、石井進氏は文治元年十一月の守護設置の直後とされた瀬野精一郎氏は、それらを踏まえて『吾妻鏡』文治二年二月二十二日条に遠景が鎮西に關係した記述が見えることから、文治二年二月までに下向していたものと推測されている¹²⁾。遠景の鎮西での任務は先述の通り義経に与同勢力の探索と御家人の濫妨狼藉の停止のためであったが、幕府が目指したところは、鎮西における幕府勢力の確立にあった。遠景は鎮西において九国の守護の権限をもつて幕府の命令を直接御家人に施行しており、「鎮西守護人」とも称されている¹³⁾。

清水亮氏は、遠景の鎮西奉行としての職掌を、平家一門の所領没官のあり方によって規定されていたのではないかと予想された。清水氏は、遠景が「鎮西九国奉行人」¹⁴⁾ 九国地頭職であったこと、そして「所々地頭職」¹⁵⁾ 莊郷地頭職を保持しており、これらは明確に峻別されるべきであるという考えを示している。また、清水氏は遠景の鎮西における所領の特徴として、筑前・筑後・肥前といった九州北

西部に偏在することを指摘された¹⁶⁾。平家方所領の没官過程で鎮西の在地勢力を御家人化することによって、遠景は九州北西部における影響力を行使したのである。さらに清水氏は、遠景の裁許の事例に至っては確かに九州全域に及んではいるものの、島津氏や、昌寛ら他の幕府から派遣された御家人の支配する地域の人々が遠景に訴訟を持ち込むことは稀であったことを指摘され、このことから、遠景の鎮西奉行としての職務は確かに全九州一体に及んでいたかもしれないが、主に彼の力が機能した地域は、自らが地頭職を獲得した没官行動の及んだ範囲に限られたとされた。文治三年（一一八七）鬼界島追討を命じられた際には九州の御家人を十分に統率出来なかったが、肥前国彼杵莊小地頭であった福田氏はこれに参加した形跡があり、これは遠景が九州北西部に影響力を有していた証拠となる¹⁸⁾。瀬野精一郎氏は、古代莊園領主側が天野遠景の鎮西支配に抵抗を試みているのに対して、在地の御家人層の具体的抵抗は見られず、あつても消極的なものにとどまったという見方をしめている¹⁹⁾。

石井進氏は、前述のように、遠景について、幕府の命令伝達等を直接御家人へと伝える存在としての「鎮西守護人」、鎮西奉行であると同時に九州諸国守護を兼ねている存在であるとされた。そして、佐藤氏が鎮西各国に守護が置かれ

ているにもかかわらず、遠景を「鎮西守護」と呼称することについて疑問を呈されたことに対して、それについては逆説的に、鎮西奉行の下に各国守護が存在しなかったことをしめす材料として考えることが出来る、とされた。

遠景は、律令国家の鎮西統治機構である大宰府の体制に介入することによって、幕府から自身に付与された権限を最大限に活用していった。当時の大宰権帥藤原経房は頼朝と由縁の人物であるから、遠景の大宰府の権限への介入は困難な話ではないように感じられる。さらに、伊豆守の官歴のある経房と同国天野に住した遠景が既知の間柄にあった可能性も高い。²⁰ 遠景の鎮西奉行の職掌は事実上大宰府と一体であり、遠景は大宰府現地の最高責任者たる立場まで上り詰めたのである。

三 鎮西奉行に関する諸説

前章では、鎮西奉行天野遠景についての研究史を、駆け足ながら追ってみた。その後鎮西に下向した武藤資頼が遠景の鎮西奉行を継承したとする佐藤進一氏の見方はほぼ定説化しているが、相田二郎・瀬野精一郎の両氏はこれと異なる意見をしめされている。また石井進氏も武藤氏が鎮西奉行となったとされるものの、その他に中原親能(↓大友氏)が鎮西奉行になったという複数就任説を唱えられてい

る。

以上のことから、遠景が有した鎮西奉行の権限が誰に継承されたのか簡単には結論をつけ難い。また、鎮西奉行は一代で廃絶したとする相田二郎氏の説もある。さらに、瀬野精一郎氏は「鎮西奉行」という呼称について、「鎮西奉行」及び「鎮西守護」という名称を「奥州惣奉行」という呼称になぞらえ、鎮西奉行の存在について鎌倉時代末に幕府が設置した「鎮西探題」、そして室町幕府が設置した「九州探題」のように、いわゆる「鎮西惣奉行」的存在であると解してしまいがちである点を指摘された。以下八点は、瀬野氏著書の中で鎮西奉行を論ずる上での問題をまとめられたものである。²¹

- 1 「鎮西惣奉行」は天野遠景一代で廃絶し、各国守護に権限が分化したかどうか。
- 2 中原親能の鎮西惣奉行就任説を認めるか否か。
- 3 武藤氏の鎮西全般に及ぶ権限が「鎮西惣奉行」と呼称するものに値するか否か。
- 4 武藤氏の大宰府現地最高責任者就任の時期をいつと見るか。
- 5 大友氏の鎮西惣奉行就任説を認めるか否か。
- 6 「鎮西奉行」を「鎮西惣奉行」と考えるか、ある

いは鎮西に何らかの御家人統率の権限を鎌倉幕府より与えられたものに対する呼称と考えるか。

7 「大宰府守護所」を全鎮西を統轄する守護所の意味にとるか、単なる武藤氏の守護管内を統率する大宰府にある守護所の意味にとるか。

8 「鎮西惣奉行」は鎌倉時代を通じて連続していたと見るか非連続と見るか。

まず、武藤氏の鎮西奉行就任についてであるが、一番に考えなくてはならない事として、この武藤氏が鎮西奉行であるとする場合において、鎮西奉行という存在は、全鎮西へと力の及ぶ存在、つまりは「鎮西惣奉行」的性格であるかどうか、という疑問が浮上する。

武藤氏を「鎮西惣奉行」的存在として捉える佐藤氏は、この全鎮西に及ぶ権限について、武藤氏が全鎮西に所有する特殊権限、ひいては訴訟準備の手續きがそれにあたとされた。瀬野氏はこの佐藤説において、「鎮西奉行」という存在が全鎮西に及ぶ権限を有する者に与えられる呼称である主張が顕著となっていることを指摘されている。²²この佐藤氏によって示された鎮西奉行⇨全鎮西に及ぶ権限を有する、という概念が、この鎮西奉行という存在を論ずる上では、非常に悩ましい問題となっていくのである。この佐

藤氏が鎮西奉行の権限とされた訴訟準備の手續きは文永前後に武藤・大友両氏に認められた、自身の守護管国外まで及ぶ権限に比べれば、きわめて微弱なものであった。瀬野氏はこの資頼の時代の鎮西奉行としての権限は遠景の有した権限よりも微弱なものとされ、その代わりに蒙古襲来以前の各国守護への幕府命令の伝達は、六波羅を通して行われていることから

関東—六波羅—鎮西各国守護
という従来の考え方を

関東—六波羅—鎮西各国守護
という形に再検討なされた。²³そのため鎮西奉行非連続説も全く否定されることなく、遠景が有した鎮西奉行の権限と、資頼が有した鎮西奉行の権限とは相違がみられるのである。

石井氏は古文書様式的面から武藤氏の発給文書を細かく検討され、その結果「武家でありながら、同時にまた律令系地方行政機関の現地最高責任者であった」と、武藤氏の発給文書形式がきわめて特殊な例であることを指摘なされた。²⁴資頼と同じく大宰府機構に介入した鎮西奉行遠景の時代の大宰府下文は形式的にはほぼ前代以来の踏襲であり、その中に特別に遠景の関与を伺い知れるところが無かったとされた。遠景は署判を大宰府官の最上位においているが、

その位置は府官と並んでいるのに対して、資頼は府官たちの連署の上に袖判を加える形で文書発給を行なっている。このことから、遠景と資頼の大宰府支配の実態が異なっているのではないかと考えられる。そして文永以後の資頼以降の時代に発給された文書には、在庁官人連署の首位に執行として藤原もしくは藤原朝臣の署名があらわれ、かつ袖判が消滅している²⁵。これは、遠景の時代、資頼の時代、そして資頼以後（文永以後）の三期に分けて、彼らが大宰府最高責任者としての立場上の変化があったことをしめしている。この変化に対して石井氏は、現存する遠景の文書がいずれも文治二～四年の、遠景が就任して間もなくのことである点に着目され、これを遠景の大宰府支配の未熟さを表しているとされた²⁶。また、遠景の府支配は中央から承認されているものの、正式に府官に任せられることは無かったのに対し、武藤氏は正式に大宰少弐の官に補任され、その地位が名実ともに大宰府の最高責任者となったということからも、その成熟度の相違を見出されている。

瀬野氏も文永年間以後に武藤氏と大友氏に与えられた権限については、その全鎮西に及ぶ御家人統率の特殊権限を認めておられる²⁷。これは蒙古襲来にもなつて非常事態のさなかに付与された権限であり、このような特殊権限を武藤・大友両氏が九州下向当時から持っていたわけではない。

そのため、前述の佐藤説からの疑問点もふくめて、武藤氏・大友氏が鎌倉時代初期から鎮西奉行であったとは結論し難いだろう。

四 鎮西奉行の権限―瀬野精一郎氏の論に基づいて

佐藤氏は武藤氏の保持する守護管国外に及ぶ訴訟準備手続きの事例をもつて武藤氏が鎮西奉行の地位であったと想定された。しかし、この訴訟準備手続きが武藤氏が保持した特殊な権限によるものではなく、大宰少弐という立場に基づくものだった場合、佐藤説は大きく揺らぐのである。佐藤氏は武藤氏のもつ権限の淵源として、大宰府最高責任者の権限、鎮西奉行の権限、三前二島守護の権限の三つを挙げておられるが、これを先のように仮定した場合、武藤氏の有する権限は大宰府最高責任者の権限と三前二島守護の権限の二つとなるのである。

また、武藤氏が大宰府勘状に署判を加えることを「実質的には大宰府と守護所が別々の機能を發揮していることを示すもの」とされ、この大宰府の支配力の及ぶ範囲は武藤氏の守護管国にも及ぶため、二元的な支配機構が暗に存在したのだとされた。一方、瀬野氏は武藤氏が兼帯していた大宰府守護所における権限と大宰少弐の権限は厳密に區別して考えるべきとされている²⁸。つまり、大宰府守護所にお

ける権限が行使される範囲は武藤氏の守護国管内のみとされるものであり、一方の大宰少弐の権限は律令機構としての大宰府の権限を継承したもので、及ぶ範囲も鎮西全般となっていたというのである。

さらに、武藤氏を「鎮西惣奉行」的存在だったと仮定すると、六波羅探題、そして鎮西探題の存在がその権限を揺るがせるのではないだろうか。武藤氏は鎮西奉行として鎮西に権力を及ぼしていたわけではなく、三前二島の守護という権限と兼帯した大宰少弐という立場によって、全鎮西を支配することの可能な存在だったと考えられる。

瀬野氏は鎮西奉行が非連続的な存在であったことをしめす史料として、蒙古襲来後鎮西へ北条一族を派遣した際の「島津家文書」弘安九年十二月三十日関東御教書案をあげている。この文中に「而被定鎮西奉行人等之間」とあることから、鎮西奉行人が新たに設置されたものと解釈された。つまり、天野遠景以降廃絶されて、職掌として存在しなかった鎮西奉行を、この蒙古襲来という非常事態下に再設置したということである。

この見方によるならば、瀬野氏・相田氏の提唱する鎮西奉行非連続説に頷かざるを得ないのではなからうか。鎮西奉行を「鎮西惣奉行」的性格を持つ存在としてとらえたとき、初期武藤氏の鎮西全域における権限というのは、のち

に幕府によって生み出される鎮西探題とは異なるものだったのである。

おわりに

鎮西奉行を「鎮西惣奉行」の意味合いを持つ呼称だと考えたとき、文永年間以前の武藤氏は鎮西奉行であったとは言えないとする説は、必ずしも否定されるべきものではない。しかし、蒙古襲来以前の武藤氏の鎮西における権限と、蒙古襲来後の武藤氏の鎮西における権限とは相違が見られる。前者での武藤氏を持つ権限というのは、依然鎮西に影響力を持ち続けた大宰府に介入した結果であり、自身の守護管国外への影響力というのには微弱なものであった。従来の研究から無意識のうちに作り上げられてしまっていた「鎮西惣奉行」的先人観から一度視点を変えてみることによってこそ、鎌倉時代初期の武藤氏の鎮西での働きを整理していくことが可能になるのだろうか。

本稿は、日本史の研究というものに志したばかりの私が、自らの非力をわきまえずに敢えて挑戦したものに過ぎず、多くの誤りがあることを危惧している。しかし、執筆を通じて、先行研究を博搜してしっかりと読み込んで行くことと、史料読解能力を身につけることの必要は痛切に思い知

ることができた。今後、卒業論文に向けてしっかりと勉強を進めていきたいと思う。

注

- (1) 瀬野精一郎「鎌倉幕府の成立と鎮西の動向」『鎮西御家人の研究』吉川弘文館、一九七五、三頁。
以下の記述から原田らが平家方の武士として戦闘したことが伺えるとされている。
『吾妻鏡』元暦元年三月一日条
同二年二月一日条
同年三月二日条
同年三月二十四日条
- (2) 石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」『石井進著作集 第一巻日本中世国家史の研究』岩波書店、二〇〇四、八六頁。
原田直種の妻は平頼盛の女子とつたえられていることから、平氏との強い結びつきを推測せざるを得ない。
- (3) 『吾妻鏡』文治元年七月十二日条。
- (4) 瀬野氏、前掲、一五頁。
- (5) 『統群書類聚』『武藤系図』
資頼 号筑後守法名覚仏
窮弓箭之奥儀間。依仰下。建久年中鎌倉右大将家源頼朝朝臣將軍内裏御參之時。懸御調度之。始ハ平知盛卿ニ奉公。一谷之合戦之時。梶原ト為同意。始テ御方參。為召人間。景時依被領之。壻ニ取テ。奥州合戦之時。依先祖頼氏之忠蒙御免。御鎧御馬ヲ給テ被召具了。依是錦戸太郎ヲ討テ。頸ヲ取テ見參ニ入時。依彼忠大泉庄拝領了。而又建久二年被宛賜大宰府守護岩門少卿種直跡。三千七百町拝領了。嘉禄元年二字佐八幡宮ノ依還宮。任大宰少弼。始ハ武藤小次郎ト号畢。
- (6) 野口実「治承・寿永内乱にともなう鎌倉勢力の鎮西進出について」『京都女子大学研究紀要』京都女子大学宗教・文化研究所、二〇〇五、四一頁。
- (7) 川添昭二「鎌倉期における少弼氏の動向」『歴史教育』日本書院、一九六八、六九稿。
『吾妻鏡』文治元年二十四日条。
- (8) 野口氏、前掲、四一頁。
- (9) 野口氏、前掲、四一頁。
『統群書類聚』『武藤系図』
頼平 号大藏大夫
関東政所執事。法名寛知。為関東政所執事。大膳大夫広元後ヨリ。平家之比者。平知盛為国司大(代敷)官。武藏国居住之。墓所師岡郷ニ有之。而源頼朝朝臣於武藏国府御勢調之時。自八幡殿給ル寄懸文ノ旗ヲ指テ馳參。価召仕了。為弓之上手之間。参陣所。是御之始也。
- (10) 川添氏、前掲、六九頁。
- (11) 『吾妻鏡』建久元年正月七日条。
- (12) 『玉葉』建久元年正月
- (11) 野口氏、前掲、三二頁。
- (12) 石井氏、前掲、一一〇頁。
- (13) 瀬野氏、前掲、一八頁。

『吾妻鏡』文治二年二月二十二日条。

(14) 『吾妻鏡』文治三年十一月五日条。

(15) 清水亮「初期鎌倉幕府の九州支配における没官領地頭の意義——九州における天野氏の地頭職獲得過程——」『ヒストリア』大阪歴史学会、二〇〇一、七頁。

『吾妻鏡』文治二年十二月十日条。

(16) 清水氏、前掲一〇頁。

(17) 『吾妻鏡』文治三年九月二十二日条、文治四年二月二十一日条。

(18) 清水氏、前掲、一三頁。

(19) 瀬野氏、前掲、一六頁。

(20) 野口氏、前掲、三三頁。

(21) 瀬野氏、前掲、二七頁。

(22) 瀬野氏、前掲、二五頁。

(23) 瀬野氏、前掲、三一頁。

(24) 石井氏、前掲、四五頁。

(25) 石井氏、前掲、一〇〇頁。

(26) 石井氏、前掲、一〇一頁。

(27) 瀬野氏、前掲、四八頁。

(28) 瀬野氏、前掲、三〇頁。

(29) 瀬野氏、前掲、四〇頁。

〔付記〕

本稿執筆にあたり、右も左も分からぬ身にご指導いただいた野口先生には、この場を借りて、謹んで御礼申し上げます。

近世中後期の藩政改革における藩校の役割

—宇和島藩の教育政策を事例に—

滝澤和湖

はじめに

藩校とは、江戸時代から明治四年（一八七二）の廃藩置県に至るまで、諸藩が主として藩士の子弟を対象に運営した教育機関のことである¹⁾。藩校の規模は様々であるが、多くは聖堂・講堂・文庫・武術稽古場・宿舍・食堂などを備え、学頭や教授・助教・目付などの職を置いていた²⁾。

近世前期の藩校は、藩主の主導によって学問所が設置され、藩主の代替わりの際に衰退・廃絶するものが多数であった。一方、近世後期の藩校は、十八世紀半ば以降藩政改革の一環として設置されたものが多く³⁾、水戸藩の弘道館や会津藩の日新館のような制度が整った学校ができるのは、宝暦・明和・寛政期以後であった。藩校設立の最盛期は天明（享和期）であり、そのころから藩校は内容を拡充し、文武両道の教育・初等教育・高等教育の諸学科および課程を統合した一大藩立総合大学のような状態となった⁴⁾。そして天保期以降になると、富国強兵と殖産興業を推進し、ほとんどの藩が藩校を設置するようになった。

宇和島藩は、寛延元年（一七四八）に五代藩主伊達村候によって「内徳館」という名で藩校が創設された。また村候は寛文十三年（一六七三）以来実施していた鬪持制度を廃して、高持制へ土地制度を変更することで農民が土地を集積出来るようにした。その改革は以後実施された藩の殖産興業の基礎となる政策であった⁶⁾。

本稿は五代村候から八代宗城までの藩政改革の際に行われた教育政策に注目し、近世藩校の役割について考察したいと思う。

なお、宇和島藩教育政策の先行研究として、愛媛教育協会北宇和部会『宇和島吉田両藩誌』（名著出版、一九七二年）、愛媛県教育委員会編『愛媛県教育史 第一巻』（愛媛教育センター、一九七一年）、三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想（一）」（『愛媛近代史研究』七号、一九六四年十一月掲載）、木下博民『南予明倫館―僻遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか』（南予奨学会・創風社出版、二〇〇三年）等がある。本稿はそれらの研究を基

に叙述していく。

第一章 宝暦期の改革と教育政策

宇和島藩の封建支配階級の考え方は儒学にあり、藩祖秀宗の時代から享保期までの間に朱子学を主流とする封建教育学が定着していた。⁷⁾

封建教学の家臣団への徹底のはじまりは、実学の要求による古学派の導入と藩校内徳館の創設である。享保五年(一七二〇)、四代村年が国許へ文武奨励を令したが、村候も享保二十年(一七三五)の就封の際に「御近習頭立候面々、兒小姓衆に至る迄、第一に学問武芸を心懸け可申候、夫れに付藝事の儀は上にも御世話可被遊節も有之候間、随分無懈怠精出可申候」⁸⁾とし、学問に対して積極的な姿勢を示した。その後も同じ趣旨を徹底し、文武を熟練し上達している者には扶持を与えるようにした。

村候は、延享四年(一七四七)に、京都古義堂の伊藤蘭岬(伊藤仁斎の末子)の門下、安藤陽州を招聘し重臣とし、寛延元年(一七四八)に藩校内徳館を創設した。また宝暦元年(一七五一)には古義堂で学んでいた藤好南阜を帰藩させて陽州とともに内徳館の教授にした。

当時の藩校教育の目的は、「御用に相立ち候者」を養成することであり、「侍中出席致スべく、百姓町人モ遠慮に

及バザル段仰出サル」という士庶共学を建前としていた。そして、宝暦十二年(一七六二)には祐筆に『大日本史』の写本を命じていることから、村候の学問奨励の思想は、大義名方論と官制儀礼の確立にあつたと考えられている。⁹⁾ また、明和元年(一七六四)に内徳館に剣術稽古場を設け、同五年(一七六八)には柔術稽古場も設けた。もともと武芸は各師家の自宅で修練し、他見してはならないものであつたが、藩政改革の一環として藩校が設けられると、家中藩士に文武を奨励するようになった。そして天明・享和期に文武両道の教育を藩校の内において実施するようになり、弘化・慶応期に文武両道を合一し、武芸教育の学校教育化を実現するに至つた。¹⁰⁾

陽州が引退し、その子安藤教軒が教授となつた後、天明の大飢饉の影響があり、藩体制が瓦解し、その際に古学派の影響も衰えたとみられる。¹¹⁾ またこの時期に老中松平定信によつて朱子学を正学とし、他学派を異学とする寛政異学の禁が出された。そのため諸藩で藩校の学風を朱子学に統一したところが多くみられた。¹²⁾ 宇和島藩が寛政異学の禁の影響を受けたのかは定かではない。『愛媛県教育史』¹³⁾の宇和島藩の藩校の部分では、世子村寿の侍講岡研水が強烈な朱子学賛成論を唱え、藩学の方角規定に貢献したと書かれている。一方、三好昌文氏は天明の大飢饉の影響により思

想的局反動の風潮は生まれず、藩のイデオロギー的支柱は古学派にあったが、寛政期以後は尾藤二洲の学問が盛行し、後に明倫館教授となる都築燧洋・金子春太郎も傾倒し、二洲の系統が藩学の中樞になった¹⁵⁾と考えられている。そのため朱子学が藩内に思想的影響を与えたことが推測される。

そして寛政五年（一七九三）に内徳館から教育を普及させるという意味を持つ「敷教館」に名が改められ、翌年に村侯が逝去すると、藩政改革の意思はその子村寿に受け継がれた。村寿も文武を奨励し、藩校を拡張して収容力の増加をはかった。寛政九年（一七九七）六月に出された布達では、講義日の増加や御徒以上、十四歳以上の者の出席、幼年の素読への出席、教科書の貸付などを定めた。当時の宇和島藩は藩経済の苦しい状態が続いていた時期であった。そのような状況にもかかわらず教育に対して力を入れていたのは、寛政六年（二七九四）六月の布達で、「学問の義は明人倫の道にて、一日も廢候ては人道相立たざる事に候へば、年若の面々は別て無懈怠修行致すべきことに候¹⁶⁾」と記されているように、人材育成が藩政改革を成功させる手段であったからだと考えられる。

第二章 宇和島藩の国学・洋学の導入による影響

第一節 宇和島藩における国学受容

国学は、文化・文政期に諸藩の藩校で取り入れられ、幕末維新期に「皇学」の名で台頭し、国の歴史・制度・古典・和歌等に渡り、広い領域を包摂した日本学のことである¹⁷⁾。宇和島藩の国学導入の時期は文化年間頃であり、主に上士層に受容された。しかし幕末の段階では藩士の政治思想としては一般化しなかったと考えられている¹⁸⁾。国学の受容階層は藩士層と地方豪農層に大別される。藩士層では徳積重麿が本居太平に入門することで国学の基礎が生まれ、子の重樹が国学教授になった際に藩学の中で国学が地位を占めた¹⁹⁾。一方で、地方豪農層の国学も宣長学の系譜を辿っており、非政治思想として八幡浜・西宇和地方に伝播した。そして、太平の教子名簿には、藩士層と豪農層を中心として豪商や医者、神官が含まれており、国学思想は徳積家を除き地方豪農層に定着した。

第二節 宇和島藩内の洋学

宝暦期は蘭学の始まりの時期として注目されており、元文二年（一七三七）には医業を奨励している。宝暦から文政年間までは蘭医学の摂取が主体で、文化期には藩外への遊学が行われるようになった。また宗紀就封後に蘭学の研

究者が増加しており、遊学もますます盛んになった。

シーボルトの門人である二宮敬作は、洋学を宇和島藩に定着させた人物であるとされている。²⁰⁾ 身分は中農層と推定されており、長崎でシーボルトから医学本草学を学び、帰国後宗紀に登用され、卯之町（現在…西予市宇和町）で開業をした。敬作の洋学は医学が主であり、軍事面で影響しなかった。しかし宇和島藩の洋学導入を進め、藩政改革の指針に影響を与えたと考えられる。

そして宗城の時には洋学者として著名な高野長英が宇和島で身を隠すこととなった。長英は藩主宗城の海外事情に關する諮問にこたえ、蘭書の翻訳と藩士への蘭語学の教授を任務とした。また蘭学塾五岳堂を開設し、藩士を教育する一方で兵書翻訳に従事し、久良砲台の築造にも尽力した。宗城が長英を来藩させ、藩首脳部だけが長英の来藩を認知していた背景としては、長英の洋学の知識を軍事面のみ安価に抽出・利用しようとしたからだと考えられている。²¹⁾ そして、長英の来藩は洋学が医学の面から脱却して、軍事研究や藩政改革に影響をもたらし、下士層出身の軍事研究家を生み出すに至ったとされている。²²⁾

第三節 宇和島藩の実学

宗紀が就封した時、天明の飢饉により困窮した農民が田

畑を捨て出奔したり、多額の負債が山積みになっている等深刻な状態であった。²³⁾ そのため宗紀は藩財政を再建するために、殖産興業を展開し専売制を取り入れることに注目した。天保九年（一八三八）に藩士小池久蔵と下士層の若松惣兵衛を実学の大家佐藤信淵に入門させ、経済学を習得させた。小池は農業技術面、惣兵衛は農政面を習得し、小池は帰藩後米作を試みたものの成功しなかったが、一方の惣兵衛は津島組と野村組の代官時代に人参栽培を奨励し、宇和島藩の人参生産額を大幅に増加させた。さらに安政三年（一八五六）には信淵学を祖述する『宇藩経済弁』を著し、殖産興業に大きな影響を与えた。

第三章 幕末期の藩政改革における教育政策

第一節 文政・天保期の文武教育

宇和島藩の幕末における藩政改革は、文政七年（一八二四）の宗紀の就封の翌年から実施され、その藩政改革の一環として藩の校則改正と文武奨励が行われた。

敷教館は文政二年（一八一九）に「明倫館」と改称された。そして天保三年（一八三二）正月十七日、稲井山城が学校頭取となり、培寮・達寮の両寄宿舎が創設された。両寄宿舎の創設は文政七年（一八二四）という説も一部あるが、天保三年に家老から「入学の面々引越居り候居所」と

命じられていることから、天保期に創設されたと考えるほうが適切であると思われる。培寮は一四歳から一八歳程度の生徒が入り、達寮は培寮で修業した十八歳以上の希望者が輪読・会読・講義・自習を行うために寄宿した。そして職員は学校頭取一人、学監二人、師範一人、教授二人、舎長二人、素読指南方七人、給仕・門番兼小使が各一人で計十七人であった。入学金は不要で、生徒自身の年経費は銀札一貫五百匁から三貫匁を定額として学監が管理した。さらに藩の蔵書はすべて明倫館に移管され、素読指南方に管理させ、校内で不用の書物は藩士へ拝借するようにした。また、天保三年（一八三二）正月二七日は教育制度が改正された。その布達は以下のとおりである。

一、中之間以上次男・三男迄、御徒以下御目見以上本人嫡子八九歳分明倫館へ出席、素読可致候。

但前々明倫館へ不致出席、最寄之先方にて素讀之義堅無用、

尤袴着着用不致とも不苦事。

一、十四五歳以上三十歳以下之面々、教授師範家之内へ入門可申候。

一、月並講書一統出席可致事。御役人は御用之手透可致出席候。

一、御目見以下御家人之者共、講書相定候日並聴聞出席可罷出候。

一、格別熱心之面々、学校へ引越致修行度候ハ、御扶持方一人分可被下候。

この布達⁽²⁵⁾によると、中之間以上の次男・三男、徒士・御目見以上の本人と嫡男は長幼を問わず強制的に明倫館へ入学し、素読の修行をすることを強要された。また、私塾への入学も禁止した。そして十四・五歳以上の者は教授師範の門に入つて修行をし、御目見以下の御家人の者は日並講書を聴聞することとした。この布達を見る限り、学問を奨励しているように見受けられる一方で、身分による制限が残っていたと思われる。そして、天保十四年（一八四三）には長野新助を建築引受に任じ、明倫館建物を改築拡張することとなった。

また宗紀は武教にも大きな関心を示し、武芸奨励のための組織として、武術世話頭取に桜田佐渡と志賀九郎兵衛を充て、その下に目付を置き新たな剣術稽古場を創設し、規模を拡大した。また宗紀は度々御直覽を行い、優れている者を奨励し、他国修行なども命じていた。

第二節 弘化・安政期の文武教育

宗城は弘化元年（一八四四）に宗紀の跡を引継ぎ、八代藩主となった。宗城は伊達家の直系の血筋ではなく、伊達家の親戚である旗本山口直勝の四男であり、宗城の父直勝は渡辺崋山に師事しており、宗城は西洋事情に通じる環境で育った。

まず安政二年（一八五五）に学校頭取を松根図書（席次第五位の名家）とし、五月五日には以下の布達を發した。

一、天保三^版年学校制度被相定候處、尚又左の通兼て相心得指揮可致旨、学校頭取より安藤勝太郎へ申聞学校目付承知も申聞候事。

一、試業の儀は三十歳以下志の有無を不論一般に書目割付置、期日に至り候向は追て講禄爲差出候處、以後は絶て志無之向は相除、春秋に試業承候間、年齢の長幼に不拘、面々力の能否に應じ、二三章或は壹篇、格別進歩の向は一卷と申様に随分下見も届候程に、割付可被申、尤當期迄に講説の場所内分にて承り候共被申聞間敷候。

一、春の試業は三月中に承候間、前年十月に名許取調、被相伺、十二月に書目割付觸候事。秋は九月に承候間、四月、名許取調、六月觸候様粗相定置候事。尤

人々二當、其餘にも不時講説講禄作文詩論等は承候儀可有之、素讀は是迄の通年中一度承候事。

一、大身の本人嫡子は志の有無を不論名許取調可被相達候事。

一、入塾生の内怠惰之向は退塾可申付事。

一、文學格別志有之面々、並に武術は病身等にて不任心底向は、頭支配より掛合候は、学校吟味の上専ら文學へ力を用ひさせ可申、是等の向年を経志薄く相成候は、可被相達、御沙汰も可有之事。

この布達²⁶から、長幼問わず春秋二回試業を行うこととし、怠惰の者は退塾²⁷させ、体力に應じて文武のいずれかを習得させるようにした。また、安政三年（一八五六）の正月には松田雪江を明倫館塾長として館規を改正し、七月には校舍を増築し、卒の子弟を入学させるため小学校を設けた。小学校は明倫館と同様の取扱いと、御目見以上の家臣に限定されている欠陥を改めるに至った。

そして、宗城は軍制も宗紀に引続き力を入れた。弘化元年（一八四四）に砲術家の下曾根金三郎の門にあった板倉志麻之助が帰藩すると、砲術師範とし「威遠流」を称し、同年には新たに焰硝製造場が城下仏海寺前に設けられた。また、小波軍平と板倉志摩之助に火薬製造を命じ、翌二年

に大砲鑄造場が設けられることとなった。この年には侍中徒足輕全藩士の武術検閲が実施され、以後毎年実施されるようになった。威遠流砲術は次第に頭角を見せるようになり、弘化四年（一八四七）七月には宗城の威遠流砲術試射の視察があり、八月には家臣の身分に相応する武術鍛錬科目が定められたが、砲は全藩士の必須科目とした。

おわりに

宇和島藩は五代村候以前から文教に対して興味を持ってきたものの、社会的混乱から実現するまでに至らなかった。そして村候の時代から教育政策が始まり、寛延元年（一七四八）に内徳館が創設された。その際、士庶共学を掲げており、実現したかは定かではないが、身分を超えた教育を實現しようとしたことがうかがえる。また、村寿も藩経済が苦しいにも関わらず、村候の意思を引継ぎ文武を奨励した。村寿が教育に精力を注いでいた理由としては、学問により藩政改革を導いてくれる有能な人材を育成するという考えがあったからではないかと思う。そして宗紀の時代には本格的な藩政改革が始まり、藩財政の是正のため殖産興業を取り入れ、専売制を実施することに注目した。また軍事面も力を入れたため、藩政改革に生かすことのできる学問として洋学や実学が取り入れられたと考える。また、教

育面でも改革が行われ、宗紀・宗城の時代には藩校の規模を拡大した。それは個々が私塾などで学問を受けていた風潮から脱却し、藩内で文学・武術を統一して藩の役人を育成したと推測することができる。また、外圧の影響も不安視される時代であったため、藩内で同一の思想や行動を行うことが重要であったとも思われる。

よって近世中後期の藩校は、一つに藩政改革を推進していく上で必要である有能な人材を育成する機関として発達したと思われる。また、身分関係なく入塾させることよって優秀な人材を育成し藩の危機的状態を打破しようとしたことも見受けられる。そして、国内の危機に備えるべく富国強兵を掲げ、実現を目指し武術や洋学等の導入を行い、藩校の規模を拡大していったことが考えられる。

本稿では宇和島藩の藩政改革における教育政策に焦点を当て考察したが、今回は教育政策の大枠をつかむだけに終わってしまい、宇和島藩の藩校について詳しく知ることができなかった。そして、宇和島藩の藩校の研究が進んでおらず先行研究があまり見つからない点も課題として挙げられる。また、村候や宗紀が行った土地制度や製蠟の専売制などの藩政改革の具体的な政策に視点を置くことができなかった。そのため、今後の課題としては卒業論文では藩政改革の具体的な政策を考察し、それらと共に藩士教育はど

のように発展を遂げたのかを考えていきたい。

註

- (1) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 一二巻』、吉川弘文館、一九九〇年、七四二―七六五頁。
- (2) 大石学「近世国家・社会と藩・藩校」大石学編『近世藩制・藩校大事典』、吉川弘文館、二〇〇六年、二四頁。
- (3) 同上、二五頁。
- (4) 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究 上』、吉川弘文館、一九六九年、七一―七三頁。
- (5) 闢持制度とは、耕地の内容が百姓によって不均質にならないように、上中下の田畑を組み合わせて一人前の耕地を設定し、最後に闢を引かせてそれぞれの百姓に耕地を配分することである。(『愛媛県史 近世 上』六三九頁。)
- (6) 愛媛県『愛媛県史 近世 上』、愛媛県史編集委員会、一九八六年、六四五頁。
- (7) 三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想 (一)」『愛媛近代史研究』七号、一九六四年、三三頁。
- (8) 愛媛教育協会北宇和部会「宇和島吉田両藩誌」、名著出版、一九七二年、五六九頁。
- (9) 愛媛県教育委員会編『愛媛県教育史 第一巻』愛媛教育センター、一九七一年、二二頁。
- (10) 三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想 (一)」『愛媛近代史研究』七号、一九六四年、三三頁。
- (11) 笠井助治『近世藩校の総合的研究』、吉川弘文館、一九

六〇年、一四四頁。

- (12) 前掲三好、三四頁。
- (13) 前掲笠井『近世藩校の総合的研究』、六頁。
- (14) 愛媛県前掲愛媛県教育史教育委員会編『愛媛県教育史第一巻』愛媛県教育センター、一九七一年、二二二頁。
- (15) 前掲三好、三四頁。
- (16) 前掲宇和島吉田、五七六頁。
- (17) 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究 下』、吉川弘文館、一九七〇年、二〇九八頁。
- (18) 前掲三好、三四―三五頁。
- (19) 同上、三五頁。
- (20) 同上、三五頁。
- (21) 同上、四一―四二頁。
- (22) 同上、四二頁。
- (23) 同上、三六頁―三七頁。
- (24) 兵頭賢一・近藤俊文校註『伊達宗紀公伝』、創泉堂出版、二〇〇四年、一八二頁。
- (25) 近代史文庫宇和島研究会『宇和島藩序伊達家史料 記録 書抜伊達家御歴代事記 四』、近代史文庫宇和島研究会、一九八三年、一六三―一六四頁。
- (26) 前掲宇和島吉田、五八二―五八三頁。
- (27) 兵頭賢一・近藤俊文校註『伊達宗城公伝』、創泉堂出版、二〇〇四年、八四頁。

参考文献

愛媛教育協会北宇和部会『宇和島吉田両藩誌』(名著出版、一

九七二年)

愛媛県教育委員会編『愛媛県教育史 第一巻』(愛媛教育センター、一九七一年)

三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想 (一)」(『愛媛近代史研究』七号、一九六四年)

三好昌文「宇和島藩の藩政改革について」(『愛媛近代史研究』二号、一九六三年)

木下博民「南予明倫館―僻遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか」(南予奨学会・創風社出版)

笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究 上』(吉川弘文館、一九六九年)

笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究 下』(吉川弘文館、一九七〇年)

笠井助治『近世藩校の総合的研究』(吉川弘文館、一九六〇年)

兵頭賢一・近藤俊文校註『伊達村寿公伝』(創泉堂出版、二〇〇四年)

兵頭賢一・近藤俊文校註『伊達宗紀公伝』(創泉堂出版、二〇〇四年)

兵頭賢一・近藤俊文校註『伊達宗城公伝』(創泉堂出版、二〇〇四年)

大石学編『近世藩制・藩校大事典』(吉川弘文館、二〇〇六年)

国史大辞典編集委員会『国史大辞典 一一巻』
近代史文庫宇和島研究会『宇和島藩序伊達家史料 記録書抜伊達家御歴代事記 四』(近代史文庫宇和島研究会、一九八三年)

愛媛県史編纂委員会『愛媛県史 近世下』(愛媛県、一九八七年)

アテネの文化にふれて

澤井真帆

はじめに

私は京炎そでふれ！京小町という学内のクラブに所属していた。よさこいを踊るクラブで、日本各地で開催されているお祭りに参加している。そんな私たちに「ギリシャのアテネで踊らないか？」という話が来たのは一年前のことであった。この遠征自体は自由参加である。私は三回生という時期に行っても良いものなのか悩んだが、ギリシャ神話やアテネの遺跡に興味があったことや、何より自分たちの代が中心となって作った演舞を海外で披露できる最初で最後の機会！という思いから参加を決めた。

七日間の日程で、アテネに滞在したのは五日ほどであった。無意識に日本と比較してみたり、どういふ街なのかを感じたりしながらアテネでの時間を過ごした。書きたいことが多すぎて、一日一日の出来事をここに書いていたらしきりがなくなってしまう。だから自分がアテネの文化にふれて感じたことを述べていきたい。踊ったり、博物館に行ったり、アテネの街を歩いたり、いろいろな角度から文

化にふれることができたのではないかと思う。

一、アテネで踊ってみて

私たちは二日踊る機会をいたっていたのだが、その中でも印象的だったのは一日目のオープニングフェスティバルだ。駅近くの人通りの多い野外会場で、私たちが着いた時にはすでに人が溢れていた。テープを張っているぎりぎりのところまで人がおり、お客さんとの距離がとて近かった。「ギリシャでは手のひらを相手に突き出すのはよくない」この国にはそのような文化があるとネットで見かけたことがあり、気を付けなければいけないと心掛けていた。しかし、いざ演舞本番になるとテンションが上がってしまい、そんなことは忘れてお客さんにハイタッチをしに手のひらを出してしまった。やった直後にとても焦ったが、お客さんは笑顔でハイタッチをしてくれた。その時のことはとてもうれしくて今でも覚えている。私が見たネット記事が誤った情報だったのか、現地の人が「外国人だから仕方な



国会議事堂前にて

ことができた。今振り返ってみて、私たちの何が見てくれた人の記憶に残っていてくれていたらいいなと思う。猫の面をつけている日本人の集団、手拍子の中で踊っていた、一緒に写真を撮ったなど、なんでもいい。異文化の国で踊ったことが忘れられない私た

い」と理解をしてくれたのか、またはその人たちも私たちと同じ観光客で現地の人ではなかったのか、今では確かめようがない。しかし、自分の「楽しい、楽しませたい」という気持ち共有できたということは自信を持って言える。

もちろん言語も文化も異なるので、残念ながら私たちの演舞のすべてを伝えることはできない。しかしその分、拍手をもらったり、笑顔になってもらえたり、称賛してもらえたりすることがいつも以上にうれしかった。途中音源トランプで曲がかからなくなってしまう、三年目にして初めてカウントと手拍子の中で踊るといった経験をした。しかし、

ちのように、何かしら覚えていてほしい。そう思ってしまうほど、同じ時間を一緒に過ごすことができたて幸せだった。

二、博物館について

踊ることはもちろんであるが、今回一番楽しみだったことといっても過言ではないくらい、アテネの博物館に行きたかった。安易な考えかもしれないが、その地域の歴史や文化を知りたいのならば、博物館に行くのが一番早いと思う。そういう考えもあつて普段から博物館に足を運ぶことも多いが、展示品を見ていると自分もその展示品の歴史に関わることができたような気がする。興味があることにしか関心を持つとうとしない私にとって、博物館は新たな視点や興味を与えてくれる場所だ。

博物館に行く理由は人それぞれだろう。絵が好きだから、文書を見ることができると、教科書に載っているような有名な作品を生で見ることができると、様々な理由がある。今回私は四つの博物館に行くことができたのだが、四つそれぞれに「これだけは絶対に見ておきたい!」というものがあった。今考えると、出国日の時間がない中行ったり、あまり治安が良くないところを一人で歩いたり、普段以上の行動力を発揮できたと思う。そんな魅力的だった四つの博物館について、一つずつ紹介していきたい。



上：外から見た古代アゴラ博物館、
下：古代アゴラ博物館の中

① 古代アゴラ博物館（アタロスの柱廊）

「アゴラ」は、現代では市場を表す言葉として使われているが、古代では政治や宗教、文化的施設が栄えていた場所を意味する。政治について論じたり、情報交換をしたりするなど、重要な場所だった。この博物館はそんな古代アゴラ遺跡の中にあり、柱廊の壁沿いには主に石像が展示されている。二階にも展示スペースがあり、石像やレリーフ、石柱など古代アゴラで発掘されたものが展示されていた。遺跡の中の一部を博物館として利用しているところを訪れたのは初めてだった。歴史にあまり詳しくなくて何気なくこの遺跡へ来た人であっても、「博物館」という概念に捉われることなく気軽に見学できるのではないかと思う。

ただ、一階の展示は屋外で、二階の展示は室内ではあるが窓がない。雨が入って展示品を痛めてしまうのではないかと心配になった。展示品もケースに入っているものは少なく、触れられる距離にある。そのため細かいところまでじっくり見ることができた。

② ビザンティン&クリスチャン博物館

この博物館は、ヘレニズム時代からローマ・ビザンティン時代、ビザンティン帝国崩壊後から現代にいたるまでの絵画、芸術活動などの視点から紹介した五つの部屋から構成されている。侯爵夫人の邸宅を博物館にしたそうだから、ここに行きたかったのは、モザイクやイコンを生で見てみたかったからである。私は今まで西洋美術絵画を見たことがあっても、それらの類の作品を見たことはなかった。

モザイクはタイルのようなものが貼られている作品だと思っていた。しかし実際に見てみると、タイルというよりは太い爪楊枝とい



ビザンティン & クリスチャン博物館の外観

う感じがして立体的であった。イコンは表面だけでなく、裏にも絵が描かれている場合がある。そのようなこともあり、壁に掛けるように展示するのではなく、作品の四方をガラスで囲むような形で展示がされていた。それにより、表と裏で違った題材が描かれていたことを実際に見て知ることができた。また、イコンは同じ題材の絵であっても、人の装飾や角度、手の形などが異なっており、見ていて面白かった。

③新アクロポリス博物館

この博物館はアクロポリス遺跡の近くにあり、パルテノン神殿のレリーフや破風の一部分が展示されている。三階建からなる博物館で、一階は黒絵式の壺や古代アテネの人の装飾品などが展示されていた。また、下の床がガラス張り、博物館下の遺跡を見ながら館内を進むことができる。二階は彫刻がメインであり、エレクティオンの少女像のオリジナルやコレス像などの展示があった。三階はミュージアムショップやレストランススペースとなっている。四階はパルテノンギャラリーで、パルテノン神殿を模した形でレリーフやペディメントが展示されていた。階ごとにジャンル分けがされているので、章や順番を気にせずに回ることができた。

壺や装飾品といった展示物はガラスの中に入っていたが、彫刻は触れられる距離にある。そのためか監視員の人がたくさんいた。展示物は基本撮影禁止だったが、エレクティオンの少女像は撮影可能だった。アクロポリス遺跡について調べていたとき、エレクティオンの人像柱に目を惹かれた。どんな風に建物を支えているのか興味深かったし、なにより像そのものが美しい。現在アクロポリス遺跡にあるものはレプリカであり、オリジナル六体のうち五体はこの博物館にある。実際に間近で見ると顔の凹凸はほとんどなくのつべりとしていたが、ドレーパリーは彫刻とは思えないくらいリアルだった。



上：博物館下の遺跡、
下：エレクティオンの少女像

④アテネ国立考古博物館

ギリシャ全土の遺跡から出土品のほとんどが収められている国内最大規模の博物館である。二階と合わせて六十二の部屋があるが、私が訪れたときは閲覧できない部屋がいくつもあった。展示品が多いので、あらかじめ見たい場所決めてから回ることをお勧めしたい。また、開館時間の変更がよくあるのでガイドブックだけを頼ることはやめたほうがいいと身をもって感じた。というのも自分たちが思っていたよりも六時間早く閉まってしまい、二十分ほどしか滞在できなかったのだ。日本だと、有名な博物館の開閉時間の変更はあまり聞かないので驚いた。

展示は、像が台の上にそのまま立っているような形で、日本でよく見かけるラインやロープパーテーションはなかった。写真撮影は可能だったので像と一緒に撮っている人をたくさん見かけた。日本でも撮影可能な展示はあるが、作品のみを撮るようにといった、作品を入れての自撮りを禁止する標識を見かける。「何をそんな当たり前なことを」と思っていたが、ここにきて納得した。

「黄金のマスク」や「ポセイダンのブロンズ像」など教科書に載っている有名なものや、「クロース像」や「ボクシングをする子供たち」の壁画といった西洋美術史で習った作品を見ることができた。特に私は「クロース像」が本



クロース像

当に左右対称なのか、どれくらい足元が不自然なのか、直接見てみたかった。足元が不自然というのは、クロース像の左足が右足より一歩前に出ている状態であるのに、左右均等に体重がかかっていることを指している。実際に見てみるときれいな左右対称であり、像そのものも美しかったが、シンメトリーという美学的要素から美しさを強く感じた。だから足元の不自然さを感じられない。写真ではわからない美しさとはこういうことを言うのだろうと思った。

このように、アテネの博物館には世界的に有名な展示品がたくさんある。来館者も老若男女問わずおり、人は決して少なくない。しかし、日本の博物館のように一つの展示に渋滞したり、展示を見るのに必死になったりということはない。これに関して、私は展示方法や展示室の数が

関係しているのではないかと思う。今回訪れた博物館の中で、章や順番通りに回った方が良いと感じたのはビザンティン・クリスチャン博物館だけだった。新アクロポリス博物館は階ごとに役割があり、アテネ国立考古博物館は部屋ごとに作品が分類されている。どこから回るのが順番通りなのかわからなかった。日本は導線状に回ることを意識された博物館が多い。流れ通りに作品を見られる長所がある一方、人が一か所に集中する短所があると感じた。日本のキャプションや章パネルの相違点も知っていたのだが、英語が読めず、知っている単語を拾うので精一杯になってしまった。そういったこともあり、前もって知識があつたらその展示品の価値がわかり、何倍も楽しめると改めて思わされた。

三、街を歩いて

ヨーロッパの街並みは統一性があり、伝統的な建物が並んでいるイメージは持っていたが、街中で古代遺跡を見かけたときはとても驚いた。古代遺跡は一つのスポットのよりに集まっているのかと思っていたが、駅の構内や道路のすぐ側など意外なところで見かける場面が多々あった。古代遺跡はアテネの人たちにとっては生活のすぐ隣にあり、なじみ深いものなのだろう。

大学内にイオニア式風の柱がある建物を見つけたときは

感動した。国立考古博物館の近くにあるアテネ工科大学だ。大学内にも古代風の建物があるのが興味深く足を踏み入れた。校内は日本のように活気のある雰囲気ではなく、殺伐としていた。後から知ったことなのだが、この大学で蜂起があったり、周辺では違法薬物や不法滞在者の取り締まりが行われたりということがあった。建物が素敵という理由で安全とはいえないところに来てしまったのは初めてだった。また、アテネでは物乞いやジプシーといった類の人たちをたくさん見かけた。私は普段から街中で何か配っているともらいに行く癖がある。アテネ市内を歩いているときも、何を配っているのか気になったが、受け取ったらお金を請求されることがあると聞いたので好奇心だけで終わらせること



上：モナステイラキ駅構内と遺跡、
下：アテネ工科大学

にした。もう意思がなくても押し付けられることがあるそうだ。私は押し付けられることはなかったけれど、全身をアルミホイルで包んだような格好の人から花を投げつけられた。そういう今までにない体験もしたけれど、アテネにはあたたかい人が多いと思う。英語が拙くあまり理解ができていない私に対しても親切にしてくれた。日本から来たことを伝えると「こんにちは」や「ありがとう」と声をかけてくれる人もいた。自分の文化を知ってくれているということはもちろんであるが、私に何かを伝えようとしてくれたことがうれしかった。

おわりに

「海外に行くと考え方が変わる、視野が広がる」という言葉は海外に行った人たちの常套句であり、自慢の一つだと思っていた。たった一度行っただけでなが変わるのかいつも思っていた。

私はギリシャに行つて考え方も変わらなかつたし、視野が広がらなかつたことはなかつた。むしろ、視野を広げなければいけないと思わされた。でもそれは身近なことよりも遠くをみるべきという意味ではない。異文化にふれたことで改めて日本の良さや問題点を感じる事ができた。私は好きなことには興味をもとうとしない性格なので、もし自分が日本のことについて様々な角度から関心を持つ

ていたら、もっとたくさんの方に気づき、感じる事ができたのではないかと思う。

また、踊りを披露したり、拙い英語で会話をしたりしたこと、一番大切なのは伝えようとする気持ちなのだ実感した。文化が違うから、言語が違うからという理由で何もしないのはもったいない。目的をもって行動したらそれ相応のものが返ってくる。今回アテネに行つて素敵な文化を知り、このような貴重な経験をすることができた。私にとって忘れられない時間となった。

アテネでの体験談は以上になります。長々と拙い文章を綴ってしまい失礼いたしました。最後まで読んでくださりありがとうございます。



上：パルテノン神殿、
下：リカヴイトスの丘から見たアテネの風景

二〇一九年
宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

一月

- 『吾妻鏡』 講読会 (木曜日 三講時)
『紫苑』 編集会議

四月

- 『吾妻鏡』 講読会 (木曜日 三講時)
『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)

五月

- 『吾妻鏡』 講読会 (木曜日 三講時)
『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)

六月

- 十五日 宗教・文化研究所公開講座
美川圭氏「院政期の朝廷政務」
辻浩和氏「院政期の女性と文化・芸能」
『吾妻鏡』 講読会 (木曜日 三講時)

『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)

七月

『吾妻鏡』 講読会 (木曜日 三講時)
『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)

九月

『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)

十月

『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)

十一月

『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)
『紫苑』 編集会議

十二月

『百鍊抄』 講読会 (木曜日 十五時～)
『紫苑』 編集会議

執筆者紹介

- 岩田 慎平……………神奈川県愛川町郷土資料館主任学芸員
- 滑川 敦子……………宮城県教育庁文化財課技師
- 山本みなみ……………鎌倉歴史文化交流館嘱託学芸員
- 佃 美香……………本学文学部史学科四回生
- 鹿子畑瑞季……………本学文学部史学科三回生
- 佐藤 亜美……………本学文学部史学科三回生
- 澤井 真帆……………本学文学部史学科三回生
- 滝澤 和湖……………本学文学部史学科三回生

『紫苑』投稿規定

一、(資格)

投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。

二、(枚数)

注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七十枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。

三、(原稿)

①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。

②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア(USBメモリ、CD-R、など)一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示してください。
③手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。

④注は本文末に一括して、(1)、(2)、…のように付けてください。

⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用でお願いします。

⑥図表・写真(いずれも鮮明なものに限ります)の添付

は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。これらを添付する場合は、おおまかな掲載場所を指示してください。

⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名(ふりがな)・目次を記した別紙一枚を添えてください。

四、(採否)

編集担当者(複数)が掲載の可否を審査いたします。

五、(著作権・公開の確認)

本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

六、(備考)

①他誌への二重投稿はご遠慮ください。

②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

*ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでお問い合わせください。

二〇一九年四月、何もアクションを起こさなかったのも、さすがにゼミに入ってくる新入生はいませんでした。私も既に専任の職から離れていますし、研究所の客員研究員としての活動のほかに、六月の公開講座の企画・立案を担当させていただいてはいるものの、ゼミの運営までは、手がまわりにくくなってきました。

そうは言っても木曜のⅢ講時には三人の二回生（伊藤・藤井・鈴木）と『吾妻鏡』の講読を継続しました。ただし、後期からはこの三人の授業の関係で開けなくなってしまいました。

Ⅳ講時からは授業の空いている三回生以上のメンバーと以前からの継続の形で『百練抄』を読んできましたが、やはり授業の関係で出入りが多く、その場にいる人との情報交換や雑談に終始することになってしまいました。一方、前期に史学科で開講した日本史特講の履修者の中からゼミへの参加を希望する人が現れたので、後期からは、三時スタートを目安とし、出席者の出入りを気にしない形で、京都大学大学院生の弓山慎太郎君を師範代に立てて、あらためて『百練抄』の講読を始めることにしました。

そんなわけで、後期のゼミは二回生の参加する機会が

まったくなくなってしまい、全員が顔を合わせる機会がありませんでしたから、研究会も史跡見学会も開けません。二〇二〇年度はどうなるのか心許ない限りです。

ただ、六月十五日（土）に開かれた研究所の公開講座では、例年の如く現役メンバーが受付などの手伝い担当し、また多くの古参メンバーが駆けつけてくれました。

それから、このゼミからは例年、大学院への進学者が輩出しているのですが、秋の時点で佃美香さんが京都大学大学院人間環境学研究所への進学を決めてくれました。

古参メンバーの動向としては特別なものはないようですが、女性は母親を業とする方が多くなりました。また、関東の博物館に就職した山本さん・岩田君もそろそろ本領を發揮して活躍を始めた様子です。

さて、この『紫苑』ですが、その岩田君たちが就職後の経験談を寄稿してくれました。さらに学術的成果も岩田君頼みとなり、あとはメンバーの習作。些か危ういので何年か後に読んでみるとゾツとすることになるかも知れませんが、それも試練です。編集の労をとってくれたのは佐藤亜美さんと鹿子畑瑞季さん。ありがとうございました。

（野口 実）

編集後記

二〇一九年度、「令和最初」の『紫苑』がなんとか完成いたしました。昨年に引き続き、編集を担当させて頂きましたこと、改めて光栄に思います。

今年度はゼミ所属メンバーが大きく変化し、それぞれの時間がなかなか合わず、手探りでゼミ運営となりました。ご多忙の中、他大学より『百鍊抄』師範代として教鞭をふるってくださった弓山慎太郎氏には、深くお礼申し上げます。

本号ではご卒業なさる個先輩の論文掲載に加え、当ゼミ出身の諸先輩方に「エッセイ」といった形で執筆を依頼させて頂きました。また、研究ノートも「中世」という枠にとられず、新たにゼミメンバーに加わった滝澤さんにも執筆を依頼し、澤井さんには旅行記の執筆を依頼するなど、個性豊かな内容となっております。

毎年のことながら、試験期間中というお忙しいなか、また、本業のお仕事がお忙しいなか執筆を引き受けてくださいました皆様、ご協力誠にありがとうございます。提出期限のことや、連絡が上手くいっていないことなど、反省点が残ります。このように発行に取り付けられたことも、ひとえに皆様のご協力あつてのことだと切に感じます。最後になりますが、ゼミの場を設けてくださっている野口実先生、ご多忙の中、ゼミに赴いてくださる岩田慎平氏にはこの場をお借りし厚く御礼申し上げます。そして、何度もお迷惑をおかけしてしまつた宗教教育センターの方々にもお詫び申し上げます。

今後とも、当ゼミを何卒よろしく願ひいたします。

(佐藤亜美)

紫苑 第十七号

二〇二〇年三月二十七日 印刷
二〇二〇年三月二十七日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール
(佐藤亜美)

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三一七〇七四

H P <http://rokuharasakurane.jp/>